

平成30年における

裁判員裁判の実施状況等に関する資料

最高裁判所事務総局

はじめに

1 本資料は、裁判員制度に対する国民の理解と関心を深めるとともに、同制度の運用の改善などのための検討に資するため、裁判員法103条に基づき、毎年、裁判員裁判対象事件の取扱状況、裁判員及び補充裁判員の選任状況その他裁判員法の実施状況について公表するものである。

本公表は、第10回目の公表であり、平成30年（平成30年1月1日から同年12月31日まで）における裁判員裁判対象事件を対象としている。

2 本資料は、以下の4部構成をとっている。

(1) 第1の「実施状況の概要」（図表1ないし図表10）では、裁判員裁判対象事件の概況データを一覧表で示した上で、裁判員裁判対象事件の新受、終局、未済の各状況及び裁判員等の負担について示した。

(2) 第2の「裁判員等の選任に関する実施状況について」（図表11ないし図表28）では、裁判員候補者名簿の作成から事件ごとの候補者選定、調査票及び質問票の回答に基づく辞退許可等、選任手続期日における裁判員の選任・不選任に至るまでの選任手続の流れに沿って、統計データを示すとともに、特に、選任手続全般を通じた辞退の許否に関する状況について、データを示した（手続の流れ等については、12頁以下の「手続の流れの説明及び公表の構成」を参照されたい。）。

(3) 第3の「裁判員の参加する公判手続の実施状況について」（図表29ないし図表76）では、公判前整理手続から公判審理、評議、裁判の結果（判決等）、上訴に至る裁判手続の流れに沿って、統計データを示すとともに、特に、公判前整理手続や公判審理に要した期間等について、データを示した（手続の流れ等については、39頁以下の「手続の流れ等の説明及び公表の構成」を参照されたい。）。

(4) 第4の「その他」（図表77ないし図表82）では、弁護士及び通訳人、裁判員法違反に関する統計データを示した。

3 本資料の統計、図表その他の計数資料は、主に、司法統計年報、通達に基づく裁判統計報告書及び刑事局への各種報告等によるものである。

4 本資料の全般に用いられる特別法等の略称や用語の定義、平均値の算出方法については、凡例のとおりである。

令和元年7月

最高裁判所事務総局

凡 例

1 特別法，政令の略称

[略称]	[法令，政令名]
裁判員法（又は「法」）	裁判員の参加する刑事裁判に関する法律
裁判員規則（又は「規」）	裁判員の参加する刑事裁判に関する規則
辞退政令	裁判員の参加する刑事裁判に関する法律第16条第8号に規定するやむを得ない事由を定める政令（平成20年政令第3号）
銃刀法	銃砲刀剣類所持等取締法
組織的犯罪処罰法	組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律
麻薬取締法	麻薬及び向精神薬取締法
麻薬特例法	国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律
自動車運転死傷処罰法	自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律

2 用語の定義・説明

（※[頁]は最初に掲載されたページ数のみを記載した（ただし，図表1を除く）。）

[用語]	[定義・説明]	[頁]
裁判員裁判対象事件	平成21年5月21日の裁判員制度施行後に起訴された法2条1項各号に該当する事件及び法5条本文に該当する事件。	1
新受人員	起訴された被告人の員数又は他の裁判所から移送等によって受理した被告人の員数。ただし，裁判員裁判に関する事務を取り扱う支部以外の支部に起訴された人員を除く。	2
延べ人員	1人の被告人，裁判員候補者及び被害者等を重複して計上することがある場合をいう。例えば，同一の被告人に対する複数の事件が各別に起訴された場合には，その後，これら複数の事件を併合して審理，終局した場合であっても，事件ごとに員数を計上した。	2

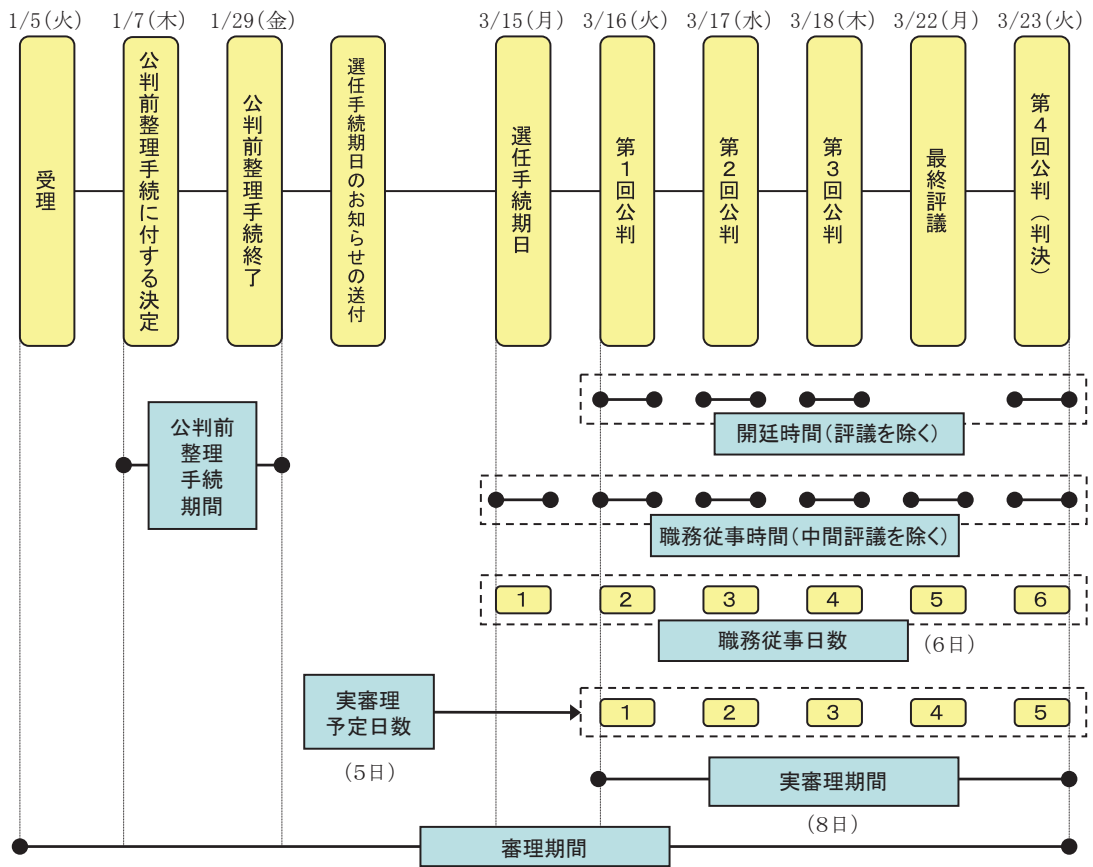
[用語]	[定義・説明]	[頁]
終局人員	判決，決定，その他で終局した被告人の員数。裁判員裁判に関する事務を取り扱う支部以外の支部に起訴され，当該支部の管轄区域を取扱区域とする本庁又は支部に回付された人員を除く。複数の被告人に対する事件の審理が併合されて終局となった場合には，各被告人の員数を計上し，同一の被告人に対する事件の審理が併合されて終局となった場合には，全事件を通じて1人として計上した。ただし，同一の被告人に対する事件を分離し，各別に終局となった場合には，終局した事件ごとに1人として計上した。	5
実人員	1人の被告人，裁判員候補者名簿登録者，選任された裁判員等を1人として計上する場合をいう。例えば，同一の被告人について複数の起訴があり，その事件の審理が併合されたまま終局したときでも1人として計上し，2人の被告人の事件が併合されたまま審理終局したときは，手続及び判決が1つであっても2人として計上した。	5
罪名（終局時）	未遂処罰規定のある罪名については，未遂のものを含む。複数の罪名に当たる事件を併合審理した場合で，有罪（一部無罪を含む。）のときは処断罪名を，無罪やその他のときは起訴されている（訴因変更があった場合は変更後の）罪名のうち，裁判員裁判対象事件の罪名（裁判員裁判対象事件が複数あるときは，法定刑が最も重いもの）を，それぞれ計上した。起訴罪名と認定罪名が異なる場合や罰条の変更等の場合などにおいては，裁判員裁判対象事件の罪名と異なる罪名で計上されることがある。	5
判決人員	裁判員の参加した合議体により審理終局した被告人の員数。少年法55条による家裁移送決定があったものを含み，裁判員法3条1項及び3条の2第1項の除外決定があったもの及び裁判員が参加する合議体で審理が行われずに公訴棄却判決があったものを含まない（実人員）。ただし，公判前整理手続に関する図表の判決人員は，裁判員裁判対象事件以外の事件について，公判前整理手続に付されずに公判を開いた後，罰条の変更等により裁判員裁判対象事件になり，期日間整理手続に付されたものを含まないため，他の図表の判決人員とは異なる。	5
未済人員	起訴後，裁判所に事件は係属しているが，終局に至らない被告人の員数。本資料においては，平成30年12月31日現在の未済人員を計上した。	7
職務従事日数	裁判員等が，選任手続，公判，評議及び判決宣告等のために裁判所に出席した日数の合計をいう（凡例 VI 頁のイメージ参照）。	10
職務従事時間	選任手続期日に要した時間，開廷時間及び最終評議に要した時間の合計時間（中間評議に要した時間を含まない。）をいう（凡例 VI 頁のイメージ参照）。	10

[用語]	[定義・説明]	[頁]
自白	終局の段階において、全ての公訴事実を認め、かつ、法律上犯罪の成立を妨げる理由又は刑の減免の理由となる事実を主張していない場合をいう。	10
否認	終局の段階において、公訴事実の全部若しくは一部を争い、又は、公訴事実を認めながら法律上犯罪の成立を妨げる理由若しくは刑の減免の理由となる事実を主張した場合及び被告人が終局の段階まで黙秘していた場合をいう。	10
終局件数	裁判員の参加した合議体により審理終局した事件ごとの件数（終局した被告人の員数を計上する終局人員とは異なる。）。原則として、被告人単位で計上しているが、終局時に複数の被告人の事件が併合されている場合には、最も刑の重い被告人1人について計上している。	10
地方裁判所	全国に設置されている50か所の各地方裁判所をいう。	12
受訴裁判所 (又は「裁判所」)	当該事件を審理する裁判体をいう。裁判員が選任される前は、裁判官3人（又は1人）の組織であり、裁判員選任後は、これに裁判員6人（又は4人）を加えた組織をいう。	12
選任手続期日	法27条1項で定める期日をいう。法97条1項による選任予定裁判員から裁判員等を選任する手続期日を含まない。	12
実審理予定日数	裁判員等選任手続期日のお知らせに記載した公判期日等（評議のみの日、判決のみの日を含み、選任手続期日のみの日を含まない。）が予定されている日数の合計である（凡例 VI 頁のイメージ参照）。	15
選定された裁判員候補者数	起訴された裁判員裁判対象事件について、受訴裁判所が定め、地方裁判所がくじで選んだ裁判員候補者の員数をいう。選定があった後、法3条1項及び3条の2第1項の除外決定がされた場合や法5条ただし書によって取り扱われることとなった場合、裁判員が参加する合議体で審理が行われることなく、公訴棄却・移送等で終局した場合には、選定された裁判員候補者の数は計上していない。また、法28条の追加呼出しの場合に定められた追加して呼び出すべき裁判員候補者の員数及び法90条の選任予定裁判員を選定するために呼び出すべき裁判員候補者の員数を含むが、選定後、選任手続期日の指定を取り消したため、選定を取り消された裁判員候補者の員数を含まない。	18
呼び出さない措置がされた裁判員候補者	選定された裁判員候補者のうち、1)裁判員候補者名簿記載通知が到達していない場合、2)欠格事由・就職禁止事由に該当する場合及び3)法16条の辞退事由に該当すると認められた場合等で、選任手続期日に呼び出さない措置がされた裁判員候補者をいう（本文第2の1参照）。	20

[用語]	[定義・説明]	[頁]
辞退申出によって呼び出さない措置がされた裁判員候補者	呼び出さない措置がされた裁判員候補者のうち、辞退申出により法16条の辞退事由に該当すると認められて呼び出さない措置がされた裁判員候補者をいう。	20
辞退申出によって呼出取消しがされた裁判員候補者	選任手続期日への呼出しがされた裁判員候補者のうち、辞退申出により法16条の辞退事由に該当すると認められた場合で、選任手続期日への呼出しが取り消された裁判員候補者をいう。	20
呼出取消しがされた裁判員候補者	選任手続期日への呼出しがされた裁判員候補者のうち、欠格事由・就職禁止事由に該当する場合又は法16条の辞退事由に該当すると認められた場合等で、選任手続期日への呼出しが取り消された裁判員候補者をいう（本文第2の1参照）。	22
辞退が認められた裁判員候補者	1)辞退申出によって呼び出さない措置がされた裁判員候補者、2)辞退申出によって呼出取消しがされた裁判員候補者及び3)選任手続期日に辞退が認められた裁判員候補者の合計をいう。	34
審理期間	事件の受理の日から終局までの期間（併合事件がある場合は、最初の事件を受理した日から終局までの期間。）（月数）をいう（多くの事件では、起訴状を受理した日から判決宣告までの期間である。）（凡例 VI 頁のイメージ参照）。	40
公判前整理手続期間	公判前整理手続に付する旨の決定があった日から同手続が終了した日までの期間（月数）をいう（凡例 VI 頁のイメージ参照）。	40
実審理期間	第1回公判期日から終局（判決宣告）までの期間（日数）をいう。審理等が行われなかった日や土日祝日を含む（凡例 VI 頁のイメージ参照）。	40
開廷時間	公判期日及び刑事訴訟法281条に基づく証人尋問等の公判準備に要した全ての時間をいう。評議（中間評議の時間を含む。）の時間を含まない（凡例 VI 頁のイメージ参照）。	40
証人尋問時間、被告人質問時間	「検察官」の尋問（質問）時間には、被害者（委託弁護士を含む。）の尋問（質問）時間を含み、「弁護人」の証人尋問時間には、被告人本人による尋問時間を含む。また、「裁判体」とは、裁判官及び裁判員をいう。	40

[用語]	[定義・説明]	[頁]
取調べ証拠数	検察官又は弁護士（被告人を含む。）が請求し，取り調べられた書証，物証及び人証の合計数をいう。双方請求の場合は，それぞれに重複して計上したため，延べ数である。	57
取調べ証人数	検察官若しくは弁護士（被告人を含む。）が請求し又は職権で取り調べられた人証の合計数をいう。実人員であり，取調べ証拠数とは計上単位が異なる。同一の証人を検察側，弁護士双方が請求し，取り調べた場合には，1人として計上した。	57
裁判員裁判対象罪名の事件	平成21年5月21日の裁判員制度施行前に起訴された法2条1項該当事件。	79

<期間・時間に関するイメージ>



(注) 日付は架空のものである。

3 数値の算出方法

(1) 平均値の算出方法

ア 平均審理期間

平均審理期間は、次の階級区分によって算出した（ただし、図表40を除く。）。なお、（ ）内は階級の代表値で月数を示す。

1月以内（0.5） 2月以内（1.5） 3月以内（2.5） 6月以内（4.5） 1年以内（9）
2年以内（18） 3年以内（30） 3年を超えるもの（60） の8区分

イ 平均公判前整理手続期間

平均公判前整理手続期間は、次の階級区分によって算出した（ただし、図表40を除く。）。（ ）内は階級の代表値で月数を示す。なお、統計数値の収集実績に伴い、平成23年の資料から分布の表示方法及び代表値を変更した。

15日以内（0.5） 1月以内（0.5） 2月以内（1.5） 3月以内（2.5）
6月以内（4.5） 9月以内（7.5） 1年以内（10.5） 1年3月以内（13.5）
1年6月以内（16.5） 1年9月以内（19.5） 2年以内（22.5）
2年3月以内（25.5） 2年6月以内（28.5） 2年9月以内（31.5）
3年以内（34.5） 3年を超えるもの（48） の16区分

ウ その他の平均値

上記以外の平均値（選任された補充裁判員数の平均、平均開廷回数、平均取調べ証拠数、平均実審理期間、平均評議時間等）は、対象となる人数、回数、日数等の和をサンプル数で除する方法によって算出した。

(2) 構成比及び比率（％）の算出方法

構成比及び比率は小数第2位を四捨五入する方法で算出した。そのため、項目ごとの合計が100.0%にならない場合がある。

目 次

第 1 実施状況の概要

1	概況	1
	図表 1	裁判員裁判対象事件の概況データ (1)
2	新受人員及びその内訳（庁別・罪名別）	2
	図表 2	地裁刑事通常第一審事件及び裁判員裁判対象事件の新受人員 (2)
	図表 3	庁別の新受人員 (3)
	図表 4	罪名別の新受人員 (4)
3	終局人員及びその内訳（庁別・罪名別）	5
	図表 5	庁別の終局人員 (5)
	図表 6	罪名別の終局人員 (6)
4	未済人員及びその内訳（庁別・係属期間別（総数））	7
	図表 7-1	庁別の未済人員 (7)
	図表 7-2	係属期間別の未済人員 (8)
	(参考) 庁別の新受, 終局及び未済の各人員	9
5	裁判員等の負担	10
	図表 8	職務従事日数別の終局件数の分布（自白否認別） (10)
	図表 9	職務従事時間別の判決人員の分布（自白否認別） (10)
	図表 10	職務従事時間別の判決人員の分布（罪名別） (11)

第 2 裁判員等の選任に関する実施状況について

1	手続の流れの説明及び公表の構成	12
	(1) 裁判員が選ばれるまでの手続の流れ	12
	(2) 選任手続全般を通じた辞退申立て, 許否に関する状況	15
	(3) クロス集計の視点	15

2	名簿記載通知・調査票送付段階（裁判員候補者名簿の登録人数及び 地方裁判所における調査の結果（調査票の回答状況等））	16
図表 1 1	裁判員候補者名簿登録人数，調査票回答者数，就職禁止 事由申出者数，定型的辞退事由申出者数（庁別）	(17)
図表 1 2	月別の参加困難月申出者数	(18)
3	「裁判員等選任手続期日のお知らせ」・質問票送付段階	18
(1)	裁判員候補者の選定	18
図表 1 3	実審理予定日数別の選定された裁判員候補者数（自白否 認別）	(19)
(参考)	平均実審理予定日数の推移	(19)
(2)	辞退許可の状況	20
図表 1 4	選定された裁判員候補者数及びうち選任手続期日前に辞 退が認められた裁判員候補者数（実審理予定日数別）	(20)
図表 1 5	選定された裁判員候補者数及びうち選任手続期日前に辞 退が認められた裁判員候補者数（庁別）	(21)
4	選任手続期日当日	22
(1)	出席状況	22
図表 1 6	出席した裁判員候補者数及び出席率（実審理予定日数別）	(22)
(2)	辞退申立て，許否に関する状況	23
図表 1 7	選任手続期日に辞退を申し立てた裁判員候補者数，辞退 が認められた裁判員候補者数及びその内訳（実審理予定 日数別）	(23)
(3)	不選任に関する状況	24
図表 1 8	選任手続期日において不選任決定がされた裁判員候補者 数及びその内訳（実審理予定日数別）	(24)
(4)	選任の状況	25
図表 1 9	選任された裁判員及び補充裁判員の総数等（庁別）	(26)
図表 2 0	選任手続期日に出席した裁判員候補者，選任された裁判 員及び補充裁判員の属性	(28)
図表 2 1	選任された補充裁判員数別の判決人員の分布及び選任さ れた補充裁判員数の平均（実審理予定日数別）	(30)
(5)	解任の状況	31
図表 2 2	解任理由別の裁判員及び補充裁判員の解任数（開廷回数 別）	(31)
(6)	その他	32
図表 2 3	出席した裁判員候補者数別の判決人員の分布及び出席し た裁判員候補者総数（選任手続期日に要した時間別）	(32)

5	辞退申立て、許否に関する状況（選任手続全般を通じて）	33
図表 2 4	選定から選任手続期日出席までの裁判員候補者数の推移	(33)
図表 2 5	辞退が認められた裁判員候補者数及びその辞退事由別の内訳（選任手続期日の前と当日別）	(34)
図表 2 6	実審理予定日数別の辞退が認められた裁判員候補者の割合（％）（庁別）	(36)
図表 2 7	実審理予定日数別の辞退が認められた裁判員候補者の割合（％）（辞退事由別）	(38)
図表 2 8	終局月別の辞退が認められた裁判員候補者の割合	(38)

第3 裁判員の参加する公判手続の実施状況について

1	手続の流れ等の説明及び公表の構成	39
(1)	対象事件・合議体の構成	39
(2)	裁判員裁判における訴訟手続の流れ	39
(3)	クロス集計の視点	43
2	概況	44
図表 2 9	裁判員裁判対象事件の公判手続概況データ	(44)
3	審理	44
(1)	合議体の構成・除外決定	44
図表 3 0	合議体の構成別の判決人員（罪名別）	(45)
図表 3 1	合議体の構成別の判決人員（実審理期間別）	(45)
図表 3 2	罪名別の除外決定がされた判決人員	(45)
(2)	公判前整理手続	46
図表 3 3	公判前整理手続期日回数別の判決人員の分布及び平均公判前整理手続期日回数（自白否認別）	(46)
図表 3 4	罪名別の第1回公判期日前の鑑定（法50条）を行った判決人員	(47)
図表 3 5	自白否認別の平均審理期間及び平均公判前整理手続期間	(48)
(参考)	裁判員裁判対象事件における判決人員の平均審理期間の推移（総数・自白・否認）	(49)
(参考)	裁判員裁判対象事件における判決人員の公判前整理手続期間の平均の推移（総数・自白・否認）	(49)
図表 3 6	自白否認別・主要罪名別の平均審理期間及び平均公判前整理手続期間	(50)

図表 3 7	自白否認別の公判前整理手続期間の分布及び平均公判前整理手続期間	(51)
図表 3 8	第 1 回公判期日前の鑑定（法 5 0 条）の有無別の平均審理期間及び平均公判前整理手続期間	(51)
図表 3 9	開廷回数別の平均審理期間及び平均公判前整理手続期間	(52)
図表 4 0	審理段階別の平均日数（自白否認別）	(53)
(3) 審理期間・開廷回数・実審理期間	・・・・・・・・・・・・・・・・	54
図表 4 1	自白否認別の審理期間の分布及び平均審理期間	(54)
図表 4 2	実審理期間（第 1 回公判から終局まで）別の判決人員の分布及び平均実審理期間（自白否認別）	(54)
図表 4 3	開廷回数別の判決人員の分布及び平均開廷回数（罪名別）	(55)
図表 4 4	開廷回数別の判決人員の分布及び平均開廷回数（自白否認別）	(56)
図表 4 5	開廷回数別の判決人員の分布及び平均開廷回数（第 1 回公判期日前の鑑定（法 5 0 条）の有無別）	(56)
(4) 公判審理（証拠調べ）	・・・・・・・・・・・・・・・・	57
図表 4 6	取調べ証拠数別の終局件数の分布及び平均取調べ証拠数（自白否認別）	(57)
図表 4 7	取調べ証人数別の終局件数の分布及び平均取調べ証人数（自白否認別）	(58)
図表 4 8	取調べ証人数別の終局件数の分布及び平均取調べ証人数（罪名別）	(59)
図表 4 9	証人尋問時間別の終局件数の分布及び平均証人尋問時間（自白否認別）	(60)
図表 5 0	証人 1 人当たりの証人尋問時間別の終局件数の分布及び証人 1 人当たりの平均証人尋問時間（自白否認別）	(60)
図表 5 1	被告人質問時間別の終局件数の分布及び平均被告人質問時間（自白否認別）	(61)
図表 5 2	開廷時間別・取調べ証人数別の終局件数の分布	(61)
図表 5 3	開廷時間別・証人尋問時間別の終局件数の分布	(62)
図表 5 4	開廷時間別・被告人質問時間別の終局件数の分布	(62)
図表 5 5	平均証人尋問時間及び平均被告人質問時間の内訳（自白否認別）	(63)
図表 5 6	取調べ証人数別の終局件数の分布（開廷回数別）	(64)
図表 5 7	自白否認別の平均開廷時間及び平均取調べ証人数	(64)
(5) 客観的併合	・・・・・・・・・・・・・・・・	65
図表 5 8 - 1	公訴事実の数別・取調べ証拠数別の終局件数の分布及び平均取調べ証拠数（自白事件）	(65)
図表 5 8 - 2	公訴事実の数別・取調べ証拠数別の終局件数の分布及び	

	平均取調べ証拠数（否認事件）	(65)
図表 5 9 - 1	公訴事実の数別・証人尋問時間及び被告人質問時間の合計別の終局件数の分布並びに平均時間（自白事件）	(66)
図表 5 9 - 2	公訴事実の数別・証人尋問時間及び被告人質問時間の合計別の終局件数の分布並びに平均時間（否認事件）	(66)
図表 6 0 - 1	公訴事実の数別・開廷回数別の終局件数の分布及び平均開廷回数（自白事件）	(67)
図表 6 0 - 2	公訴事実の数別・開廷回数別の終局件数の分布及び平均開廷回数（否認事件）	(67)
図表 6 1 - 1	公訴事実の数別・開廷時間別の終局件数の分布及び平均開廷時間（自白事件）	(68)
図表 6 1 - 2	公訴事実の数別・開廷時間別の終局件数の分布及び平均開廷時間（否認事件）	(68)
(6) 区分審理	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	69
図表 6 2	区分審理決定のあった判決人員及び審判の数ごとの内訳	(69)
図表 6 3	開廷回数別の判決人員の分布及び平均開廷回数（区分審理決定の有無別）	(69)
図表 6 4	開廷時間別の判決人員の分布及び平均開廷時間（区分審理決定の有無別）	(70)
(7) 被害者参加・刑事損害賠償命令	・・・・・・・・・・・・・・・・	71
図表 6 5	裁判員裁判における被害者参加の状況（罪名別）	(71)
4 評議	・・・・・・・・・・・・・・・・	72
図表 6 6	評議時間別の判決人員の分布及び平均評議時間（自白否認別）	(72)
図表 6 7	評議時間別の判決人員の分布及び平均評議時間（罪名別）	(73)
図表 6 8	評議時間別の判決人員の分布及び平均評議時間（開廷回数別）	(74)
5 裁判の結果	・・・・・・・・・・・・・・・・	75
図表 6 9	罪名別・自白否認別の判決人員及び控訴人員	(75)
図表 7 0 - 1	庁別・終局区分別の終局人員	(76)
図表 7 0 - 2	罪名別・終局区分別の終局人員	(77)
図表 7 1	罪名別・量刑分布別（終局区分別を含む）の終局人員	(78)
6 控訴	・・・・・・・・・・・・・・・・	79
図表 7 2	第一審結果別の控訴理由の分布（控訴審終局分）	(79)
図表 7 3	第一審結果別の控訴審結果の分布	(80)
図表 7 4	終局人員に占める破棄人員の割合及び破棄理由別人員	

	の分布	(81)
(参考)	控訴審における終局人員の審級別平均審理期間の推移	(82)
7	上告	83
図表 7 5	控訴審結果別の上告理由の分布（上告審終局分）	(83)
図表 7 6	控訴審結果別の上告審結果の分布	(84)
(参考)	上告審における終局人員の審級別平均審理期間の推移	(85)

第 4 その他

図表 7 7	弁護人の私選国選別の判決人員（罪名別）	(87)
図表 7 8	罪名別の通訳翻訳人の付いた外国人の判決人員	(88)
図表 7 9	言語別の通訳翻訳人の付いた外国人の判決人員	(89)
図表 8 0	手話通訳人等の付いた被告人の判決人員	(90)
図表 8 1	手話通訳・要約筆記・点字翻訳を要した裁判員候補者, 裁判員等の員数	(90)
図表 8 2	裁判員法違反事件の処理状況	(91)

第1 実施状況の概要

1 概況

平成30年の裁判員裁判対象事件の概況は、図表1のとおりである。各データの詳細は右欄外に記載した各図表を参照されたい。

図表1 裁判員裁判対象事件の概況データ

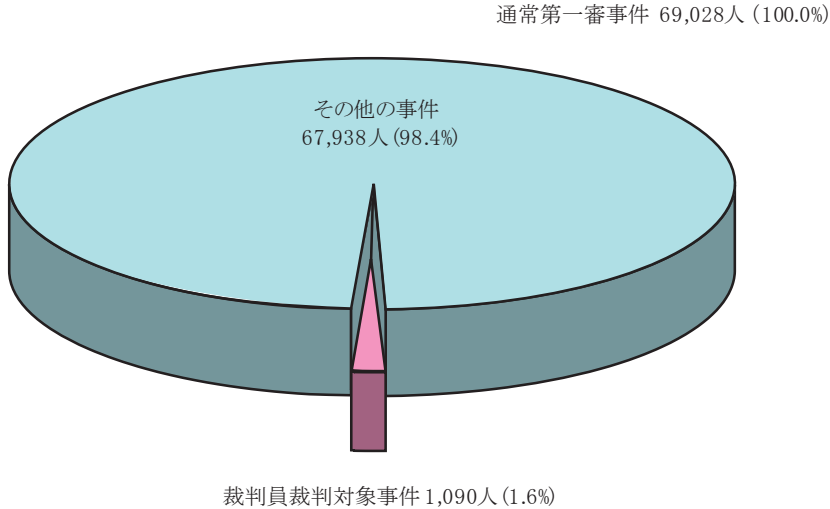
第1 実施状況の 概要	新受人員(延べ人員)	1,090(人)	(注) 図表2~4参照
	新受人員(実人員)	1,044(人)	(注) 図表7-2の次の(参考)参照
	終局人員(実人員)	1,038(人)	(注) 図表5, 6, 70, 71(参考)参照
	平均職務従事日数	6.9(日)	(注) 図表8(参考)参照
第2 裁判員等の 選任に関する 実施状況 について	裁判員候補者名簿登録人数	230,600(人)	(注) 図表11, 12, 19(参考)参照
	選定された裁判員候補者の数	127,490(人)	(注) 図表13~16等(参考)参照
	平均実審理予定日数	6.4(日)	(注) 図表13(参考)参照
	選任手続期日に出席した裁判員候補者の数	28,961(人)	(注) 図表16~18等参照
	選任手続期日への裁判員候補者の出席率	67.5(%)	(注) 図表16, 24参照
	辞退が認められた裁判員候補者の数	85,484(人)	(注) 図表25, 28参照
	辞退が認められた裁判員候補者の割合	67.1(%)	(注) 図表26~28参照
	選任された裁判員の数	5,905(人)	(注) 図表19参照
	選任された補充裁判員の数	1,989(人)	”
第3 裁判員の参 加する公判 手続の実施 状況につい て	平均審理期間	10.1(月)	(注) 図表35, 36, 39, 41参照
	平均実審理期間	10.8(日)	(注) 図表42参照
	平均開廷回数	4.8(回)	(注) 図表43~45, 63参照
	平均取調べ証拠数	23.0(個)	(注) 図表46参照
	平均取調べ証人数	3.1(人)	(注) 図表47, 48参照
	平均証人尋問時間	228.7(分)	(注) 図表49, 55参照
	平均被告人質問時間	172.5(分)	(注) 図表51, 55参照
	被害者参加の申出があった判決人員	223(人)	(注) 図表65参照
	平均評議時間	778.3(分)	(注) 図表66~68参照
第4 その他	通訳翻訳人の付いた外国人の判決人員	135(人)	(注) 図表78, 79参照

2 新受人員及びその内訳（庁別・罪名別）

平成30年1月1日から12月31日までの裁判員裁判対象事件の新受人員（「延べ人員」である。）は1,090人であり、同年における地裁刑事通常第一審事件全体の新受人員（6万9028人）の1.6%を占めている（以上、図表2）。

同年における裁判員裁判対象事件の新受人員を庁別及び罪名別にみると、図表3及び図表4のとおりである。

図表2 地裁刑事通常第一審事件及び裁判員裁判対象事件の新受人員



(注) 1 延べ人員である。
2 通常第一審事件には再審事件を含む。
3 裁判員裁判対象事件には、裁判員裁判に関する事務を取り扱う支部以外の支部に起訴された裁判員裁判対象事件は含まれない。

図表3 庁別の新受人員

総数	1,090		
東京地裁本庁	135	広島地裁本庁	28
東京地裁立川支部	40	山口地裁本庁	12
横浜地裁本庁	61	岡山地裁本庁	8
横浜地裁小田原支部	10	鳥取地裁本庁	2
さいたま地裁本庁	40	松江地裁本庁	1
千葉地裁本庁	102	福岡地裁本庁	47
水戸地裁本庁	21	福岡地裁小倉支部	12
宇都宮地裁本庁	22	佐賀地裁本庁	1
前橋地裁本庁	21	長崎地裁本庁	7
静岡地裁本庁	4	大分地裁本庁	9
静岡地裁沼津支部	4	熊本地裁本庁	9
静岡地裁浜松支部	7	鹿児島地裁本庁	7
甲府地裁本庁	19	宮崎地裁本庁	7
長野地裁本庁	3	那覇地裁本庁	8
長野地裁松本支部	3	仙台地裁本庁	15
新潟地裁本庁	9	福島地裁本庁	4
大阪地裁本庁	103	福島地裁郡山支部	10
大阪地裁堺支部	15	山形地裁本庁	-
京都地裁本庁	12	盛岡地裁本庁	5
神戸地裁本庁	40	秋田地裁本庁	10
神戸地裁姫路支部	12	青森地裁本庁	9
奈良地裁本庁	10	札幌地裁本庁	34
大津地裁本庁	20	函館地裁本庁	3
和歌山地裁本庁	5	旭川地裁本庁	10
名古屋地裁本庁	35	釧路地裁本庁	6
名古屋地裁岡崎支部	12	高松地裁本庁	4
津地裁本庁	8	徳島地裁本庁	12
岐阜地裁本庁	10	高知地裁本庁	4
福井地裁本庁	6	松山地裁本庁	4
金沢地裁本庁	8		
富山地裁本庁	5		

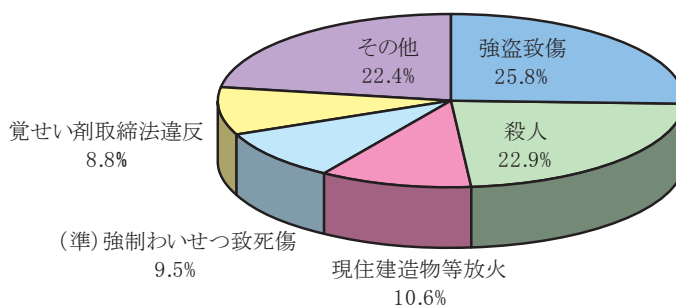
(注) 1 延べ人員である。

2 裁判員裁判に関する事務を取り扱う支部以外の支部に起訴された人員を除く。

図表4 罪名別の新受人員

総数	1,090
強盗致傷	281
殺人	250
現住建造物等放火	115
(準)強制わいせつ致死傷	104
覚せい剤取締法違反	96
傷害致死	82
(準)強制性交等致死傷	47
強盗・強制性交等	24
強盗致死(強盗殺人)	23
偽造通貨行使	18
銃刀法違反	16
保護責任者遺棄致死	11
危険運転致死	7
通貨偽造	5
逮捕監禁致死	4
集団(準)強姦致死傷	2
拐取者身の代金取得等	2
麻薬特例法違反	1
その他	2

- (注) 1 延べ人員である。
 2 受理後の罰条の変更により、裁判員裁判対象事件になったものを含まず、同事件に該当しなくなったものは含む。
 3 1通の起訴状で複数の罪名の異なる裁判員裁判対象事件が起訴された場合は、法定刑の最も重い罪名に計上した。
 4 裁判員裁判に関する事務を取り扱う支部以外の支部に起訴された人員を除く。
 5 「(準)強制わいせつ致死傷」は、監護者わいせつ致死傷を含む。
 6 「(準)強制性交等致死傷」は、監護者性交等致死傷及び平成29年法律第72号による改正前の(準)強姦致死傷を含む。
 7 「強盗・強制性交等」は、平成29年法律第72号による改正前の強盗強姦を含む。
 8 「危険運転致死」は、平成25年法律第86号による改正前の刑法208条の2及び自動車運転死傷処罰法2条に規定する罪である。



3 終局人員及びその内訳（庁別・罪名別）

平成30年における裁判員裁判対象事件の終局人員（「実人員」である。）は、1,038人であり、庁別、罪名別にみると、図表5及び図表6のとおりである（うち、有罪人員（一部無罪を含む。）は1,007人であり、判決人員に対する有罪率は98.1%である。）。

なお、平成30年における地裁刑事通常第一審事件全体の終局人員は、4万9811人である。

図表5 庁別の終局人員

総数	1,038
東京地裁本庁	141
東京地裁立川支部	33
横浜地裁本庁	39
横浜地裁小田原支部	9
さいたま地裁本庁	34
千葉地裁本庁	120
水戸地裁本庁	27
宇都宮地裁本庁	12
前橋地裁本庁	21
静岡地裁本庁	11
静岡地裁沼津支部	9
静岡地裁浜松支部	4
甲府地裁本庁	8
長野地裁本庁	8
長野地裁松本支部	8
新潟地裁本庁	9
大阪地裁本庁	81
大阪地裁堺支部	20
京都地裁本庁	17
神戸地裁本庁	33
神戸地裁姫路支部	8
奈良地裁本庁	9
大津地裁本庁	15
和歌山地裁本庁	9
名古屋地裁本庁	29
名古屋地裁岡崎支部	9
津地裁本庁	11
岐阜地裁本庁	7
福井地裁本庁	2
金沢地裁本庁	5
富山地裁本庁	6

広島地裁本庁	9
山口地裁本庁	10
岡山地裁本庁	18
鳥取地裁本庁	1
松江地裁本庁	1
福岡地裁本庁	50
福岡地裁小倉支部	17
佐賀地裁本庁	5
長崎地裁本庁	5
大分地裁本庁	6
熊本地裁本庁	9
鹿児島地裁本庁	9
宮崎地裁本庁	7
那覇地裁本庁	17
仙台地裁本庁	14
福島地裁本庁	3
福島地裁郡山支部	10
山形地裁本庁	6
盛岡地裁本庁	4
秋田地裁本庁	7
青森地裁本庁	5
札幌地裁本庁	24
函館地裁本庁	3
旭川地裁本庁	9
釧路地裁本庁	6
高松地裁本庁	7
徳島地裁本庁	9
高知地裁本庁	6
松山地裁本庁	7

(注) 1 実人員である。

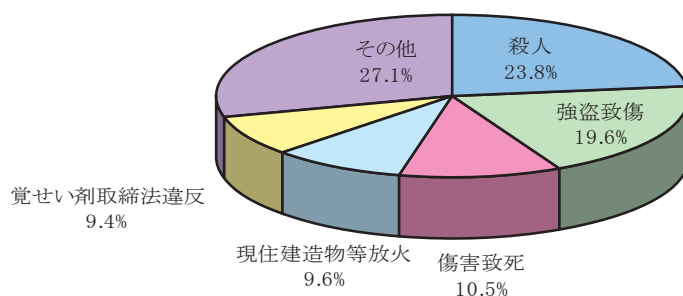
2 裁判員裁判に関する事務を取り扱う支部以外の支部に起訴され、当該支部の管轄区域を取扱区域とする本庁又は支部に回付された人員を除く。

3 裁判員法3条1項の除外決定があった人員を除く。

図表6 罪名別の終局人員

総数	1,038
殺人	247
強盗致傷	203
傷害致死	109
現住建造物等放火	100
覚せい剤取締法違反	98
(準)強制わいせつ致死傷	85
(準)強制性交等致死傷	30
麻薬特例法違反	30
(準)強姦致死傷	27
強盗致死(強盗殺人)	17
危険運転致死	13
保護責任者遺棄致死	12
強盗・強制性交等	10
銃刀法違反	10
強盗強姦	9
偽造通貨行使	7
集団(準)強姦致死傷	6
逮捕監禁致死傷	5
傷害	3
通貨偽造	2
(準)強姦	2
(準)強制性交等	2
窃盗	2
激発物破裂	1
電汽車転覆	1
死体損壊等	1
自殺関与及び同意殺人	1
身の代金拐取	1
詐欺	1
公用文書毀棄	1
関税法違反	1
過失運転致死	1

- (注) 1 実人員である。
 2 裁判員裁判に関する事務を取り扱う支部以外の支部に起訴され、当該支部の管轄区域を取扱区域とする本庁又は支部に回付された人員を除く。
 3 裁判員法3条1項の除外決定があった人員を除く。



4 未済人員及びその内訳（庁別・係属期間別（総数））

平成30年末現在における裁判員裁判対象事件の未済人員（併合された事件を含む「延べ人員」である。）を庁別及び係属期間別にみると、図表7のとおりである。

なお、同年末現在における地裁刑事通常第一審事件全体の未済人員は、2万1653人である。

図表7-1 庁別の未済人員

総数	1,090		
東京地裁本庁	138	広島地裁本庁	32
東京地裁立川支部	33	山口地裁本庁	6
横浜地裁本庁	54	岡山地裁本庁	12
横浜地裁小田原支部	7	鳥取地裁本庁	2
さいたま地裁本庁	41	松江地裁本庁	1
千葉地裁本庁	92	福岡地裁本庁	106
水戸地裁本庁	24	福岡地裁小倉支部	9
宇都宮地裁本庁	19	佐賀地裁本庁	-
前橋地裁本庁	13	長崎地裁本庁	7
静岡地裁本庁	3	大分地裁本庁	5
静岡地裁沼津支部	1	熊本地裁本庁	25
静岡地裁浜松支部	11	鹿児島地裁本庁	6
甲府地裁本庁	12	宮崎地裁本庁	7
長野地裁本庁	1	那覇地裁本庁	7
長野地裁松本支部	4	仙台地裁本庁	5
新潟地裁本庁	8	福島地裁本庁	1
大阪地裁本庁	96	福島地裁郡山支部	5
大阪地裁堺支部	10	山形地裁本庁	-
京都地裁本庁	12	盛岡地裁本庁	3
神戸地裁本庁	45	秋田地裁本庁	12
神戸地裁姫路支部	18	青森地裁本庁	9
奈良地裁本庁	9	札幌地裁本庁	23
大津地裁本庁	23	函館地裁本庁	3
和歌山地裁本庁	8	旭川地裁本庁	7
名古屋地裁本庁	46	釧路地裁本庁	1
名古屋地裁岡崎支部	11	高松地裁本庁	2
津地裁本庁	7	徳島地裁本庁	14
岐阜地裁本庁	8	高知地裁本庁	7
福井地裁本庁	5	松山地裁本庁	3
金沢地裁本庁	7		
富山地裁本庁	4		

(注) 1 延べ人員である。

2 裁判員裁判対象事件と裁判員裁判対象事件以外の事件が併合審理されている場合は、併合されている裁判員裁判対象事件以外の事件の未済人員を含む。

3 裁判員法3条1項の除外決定があった人員を除く。

図表7-2 係属期間別の未済人員

総数	1月以内	3月以内	6月以内	1年以内	2年以内	2年を超える
1,090	131	240	279	269	122	49

- (注) 1 延べ人員である。
2 裁判員裁判対象事件と裁判員裁判対象事件以外の事件が併合審理されている場合は、併合されている裁判員裁判対象事件以外の事件の未済人員を含む。
3 裁判員法3条1項の除外決定があった人員を除く。

(参考) 庁別の新受, 終局及び未済の各人員

	新受	終局	未済
総数	1,044	1,038	873
東京地裁本庁	126	141	104
東京地裁立川支部	39	33	30
横浜地裁本庁	59	39	51
横浜地裁小田原支部	10	9	7
さいたま地裁本庁	32	34	24
千葉地裁本庁	99	120	85
水戸地裁本庁	21	27	24
宇都宮地裁本庁	18	12	13
前橋地裁本庁	20	21	12
静岡地裁本庁	4	11	3
静岡地裁沼津支部	3	9	1
静岡地裁浜松支部	7	4	8
甲府地裁本庁	12	8	8
長野地裁本庁	3	8	1
長野地裁松本支部	3	8	4
新潟地裁本庁	9	9	7
大阪地裁本庁	95	81	80
大阪地裁堺支部	17	20	10
京都地裁本庁	14	17	13
神戸地裁本庁	38	33	27
神戸地裁姫路支部	11	8	10
奈良地裁本庁	10	9	6
大津地裁本庁	20	15	13
和歌山地裁本庁	6	9	7
名古屋地裁本庁	32	29	30
名古屋地裁岡崎支部	12	9	11
津地裁本庁	8	11	6
岐阜地裁本庁	10	7	8
福井地裁本庁	6	2	5
金沢地裁本庁	8	5	7
富山地裁本庁	5	6	4

	新受	終局	未済
広島地裁本庁	28	9	31
山口地裁本庁	12	10	6
岡山地裁本庁	14	18	8
鳥取地裁本庁	2	1	2
松江地裁本庁	1	1	1
福岡地裁本庁	43	50	86
福岡地裁小倉支部	12	17	7
佐賀地裁本庁	1	5	-
長崎地裁本庁	6	5	7
大分地裁本庁	8	6	5
熊本地裁本庁	12	9	11
鹿児島地裁本庁	7	9	5
宮崎地裁本庁	7	7	5
那覇地裁本庁	9	17	5
仙台地裁本庁	12	14	5
福島地裁本庁	2	3	1
福島地裁郡山支部	10	10	5
山形地裁本庁	-	6	-
盛岡地裁本庁	5	4	2
秋田地裁本庁	10	7	8
青森地裁本庁	9	5	9
札幌地裁本庁	36	24	19
函館地裁本庁	3	3	3
旭川地裁本庁	10	9	5
釧路地裁本庁	4	6	1
高松地裁本庁	4	7	2
徳島地裁本庁	12	9	10
高知地裁本庁	4	6	3
松山地裁本庁	4	7	2

- (注) 1 実人員であり, 平成30年12月末現在の数値である。
 2 裁判員裁判に関する事務を取り扱う支部以外の支部に起訴された人員を除く。
 3 訴因変更により裁判員裁判対象事件となった事件は, 訴因変更決定日ではなく, 起訴日をもって計上した。
 4 裁判員法3条1項の除外決定があったものを除く。
 5 前年の未済人員があるため, 新受-終局=未済とはならない。
 6 概数である。

5 裁判員等の負担

裁判員等が、選任手続や公判、評議等のために裁判所に出席した日数（職務従事日数）の分布を自白・否認別にみると、図表8のとおりである。また、裁判員等の負担や公判審理状況を示すため、選任手続以降の通算の職務従事時間を自白・否認別及び罪名別にみると、図表9及び図表10のとおりである。

図表8 職務従事日数別の終局件数の分布（自白否認別）

	終局 件数	職 務 従 事 日 数									平均職務 従事日数 (日)
		3日	4日	5日	6日	7日	8日	9日	10日	11日 以上	
総数	958	(1.0) 10	(12.8) 123	(21.3) 204	(22.8) 218	(13.0) 125	(9.4) 90	(6.8) 65	(4.2) 40	(8.7) 83	6.9
自白	463	(1.9) 9	(24.6) 114	(34.3) 159	(24.2) 112	(8.4) 39	(3.9) 18	(1.7) 8	(0.6) 3	(0.2) 1	5.4
否認	495	(0.2) 1	(1.8) 9	(9.1) 45	(21.4) 106	(17.4) 86	(14.5) 72	(11.5) 57	(7.5) 37	(16.6) 82	8.4

(注) 1 件数建てであり、概数である。
2 () は終局件数に対する割合 (%) である。

図表9 職務従事時間別の判決人員の分布（自白否認別）

	判決 人員	職 務 従 事 時 間								平均職務 従事時間 (時)
		12時間 以内	15時間 以内	18時間 以内	21時間 以内	24時間 以内	27時間 以内	30時間 以内	30時間 を超える	
総数	1,027	68	102	153	158	120	89	62	275	25.8
自白	496	61	79	114	91	65	32	16	38	18.8
否認	531	7	23	39	67	55	57	46	237	32.3

(注) 実人員である。

図表10 職務従事時間別の判決人員の分布（罪名別）

	判決 人員	職 務 従 事 時 間								平均職務 従事時間 (時)
		12時間 以内	15時間 以内	18時間 以内	21時間 以内	24時間 以内	27時間 以内	30時間 以内	30時間 を超える	
総数	1,027	68	102	153	158	120	89	62	275	25.8
殺人	247	6	13	33	42	33	23	16	81	29.7
強盗致傷	196	11	23	27	25	28	16	13	53	25.0
傷害致死	109	4	8	13	17	18	5	13	31	27.6
現住建造物等放火	99	12	12	19	20	8	13	7	8	20.5
覚せい剤取締法違反	98	8	10	12	15	6	11	2	34	26.1
(準)強制わいせつ致死傷	85	8	18	20	13	8	4	3	11	19.8
(準)強制性交等致死傷	30	5	4	3	6	5	4	-	3	20.3
麻薬特例法違反	29	2	1	10	4	-	3	1	8	27.3
(準)強姦致死傷	27	2	2	4	3	4	-	1	11	28.1
強盗致死(強盗殺人)	17	1	-	2	1	1	2	2	8	34.9
危険運転致死	13	-	1	1	3	1	-	2	5	29.6
保護責任者遺棄致死	11	-	2	-	-	1	3	1	4	27.4
銃刀法違反	10	6	1	2	-	1	-	-	-	13.2
強盗強姦	9	-	-	1	3	1	1	-	3	27.5
強盗・強制性交等	9	-	2	2	-	2	-	-	3	23.2
偽造通貨行使	7	3	2	1	-	-	-	-	1	16.0
集団(準)強姦致死傷	6	-	1	-	1	-	2	-	2	26.0
逮捕監禁致死傷	5	-	-	-	4	-	-	-	1	22.7
傷害	3	-	-	-	1	1	-	1	-	24.2
通貨偽造	2	-	1	1	-	-	-	-	-	15.4
(準)強姦	2	-	-	1	-	-	1	-	-	20.5
(準)強制性交等	2	-	1	-	-	-	1	-	-	19.9
窃盗	2	-	-	-	-	-	-	-	2	39.6
激発物破裂	1	-	-	-	-	-	-	-	1	39.0
電汽車転覆	1	-	-	-	-	-	-	-	1	30.9
死体損壊等	1	-	-	-	-	-	-	-	1	43.8
自殺関与及び同意殺人	1	-	-	-	-	-	-	-	1	33.1
身の代金拐取	1	-	-	1	-	-	-	-	-	17.3
詐欺	1	-	-	-	-	-	-	-	1	31.2
公用文書毀棄	1	-	-	-	-	1	-	-	-	22.7
関税法違反	1	-	-	-	-	-	-	-	1	42.4
過失運転致死	1	-	-	-	-	1	-	-	-	23.1

(注) 実人員である。

第2 裁判員等の選任に関する実施状況について

1 手続の流れの説明及び公表の構成

(1) 裁判員が選ばれるまでの手続の流れ

ア 名簿記載通知・調査票送付段階

各地方裁判所は、毎年秋頃、市町村の選挙管理委員会が選挙人名簿登録者の中からくじで選んで作成した名簿に基づいて、翌年1年間の裁判員候補者名簿を作成する(法23条1項)。この名簿に記載された裁判員候補者には、毎年11月頃にその旨を通知する「裁判員候補者名簿への記載のお知らせ」と題する書面(名簿記載通知)が送付される(法25条)*1。

このとき、あわせて**調査票**を送付し、1年間を通じた辞退希望*2の有無、裁判員となることに特に支障のある特定の月(参加困難月*3)の有無、裁判員になることができない職業についているかどうか(就職禁止事由*4)などを尋ねる(規15条)。

平成29年に作成された裁判員候補者名簿(平成30年用)の登録人数及び調査票の回答状況は、図表11及び図表12のとおりである。

イ 「裁判員等選任手続期日のお知らせ」・質問票送付段階

翌年、各地方裁判所は、裁判員候補者名簿の中から、各裁判員裁判対象事件について受訴裁判所が定めた員数の裁判員候補者をくじで選ぶ(選定)。これを受けて、受訴裁判所は、調査票の回答により辞退等が認められる裁判員候補者を除外した上で(呼び出さない措置)、残った裁判員候補者に対して裁判員を選ぶ手続を行う日(選任手続期日)に裁判所に来ていただくための「裁判員等選任手続期日のお知らせ」と題する書面を送付する(法26条、27条)。

このとき、あわせて、**質問票**を送付し、裁判員になることができない事由(欠格事

*1 裁判員候補者名簿に記載された18歳及び19歳の裁判員候補者は、名簿作成後直ちに消除されるため(改正公職選挙法(平成27年6月19日法律第43号)附則10条)、名簿記載通知は送付されない。

*2 調査票により1年間を通じて辞退を希望することができる事由(定型的辞退事由)は、70歳以上である場合、学生又は生徒である場合、過去5年以内に裁判員・検察審査員等の職にあった場合、重い疾病又は傷害により年間を通じて裁判所に出頭することが困難な場合である(法16条1号、3号ないし5号、7号、8号イ)。

*3 調査票により参加困難月(上限2か月)を申し出ることのできる事情(辞退事由)は、仕事上の事情、重要な用事・予定、出産予定、重い疾病又は傷害、介護、育児等である(法16条8号イないしホ、辞退政令1号ないし3号、6号)。

*4 就職禁止事由に該当する職業としては、国会議員や国務大臣、法曹関係者、自治体の長、自衛官などが挙げられる(法15条)。

由^{*5}、就職禁止事由等)の有無や、具体的な裁判の日程を前提とした辞退申立ての有無及びその事情などを尋ねる(法30条)。質問票の記載から、裁判員になることができないことが明らかな裁判員候補者や辞退が認められた裁判員候補者については、その呼出しを取り消し(呼出取消し)、裁判所に来ていただく必要はない旨を通知する(法27条5項・6項)^{*6}。

質問票送付段階における裁判員候補者の選定、呼び出さない措置、「裁判員等選任手続期日のお知らせ」の送付、呼出取消し等に関する状況は、図表13ないし図表15のとおりである。

ウ 選任手続期日当日

選任手続期日に出席した裁判員候補者に対しては、裁判長から、裁判員になることができない事由^{*7}や辞退申立ての有無について質問する^{*8}(法34条1項)。そして、質問により辞退等が認められた裁判員候補者を除いた上で、検察官・弁護士から裁判員になることができない事由がある旨の理由を付した不選任請求があればその当否について判断し(理由を付した不選任)、更に検察官・弁護士から一定の人数を上限とする理由を示さない不選任請求があった裁判員候補者を除外した上で(理由を示さない不選任^{*9})、残った裁判員候補者の中からくじで6人の裁判員^{*10}及び事件ごとに決められた数の補充裁判員(上限6人)が選任される(法34条4項・7項、36条、37条)。

*5 欠格事由に該当する者としては、禁錮以上の刑に処せられた者、心身の故障のため裁判員の職務の遂行に著しい支障がある者などが挙げられる(法14条)

*6 事件によっては、「裁判員等選任手続期日のお知らせ」の送付に先立って質問票を送付し、辞退申立て等について尋ねる場合もある(分離発送方式)。この場合、質問票により辞退等が認められた裁判員候補者については、「裁判員等選任手続期日のお知らせ」を送付しない措置(呼び出さない措置)をとることになる。

*7 裁判員になることができない事由として、欠格事由や就職禁止事由のほか、不適格事由(被告人や被害者の関係者、その他当該事件について不公平な裁判をするおそれがある場合。法17条、18条)についても確認する。

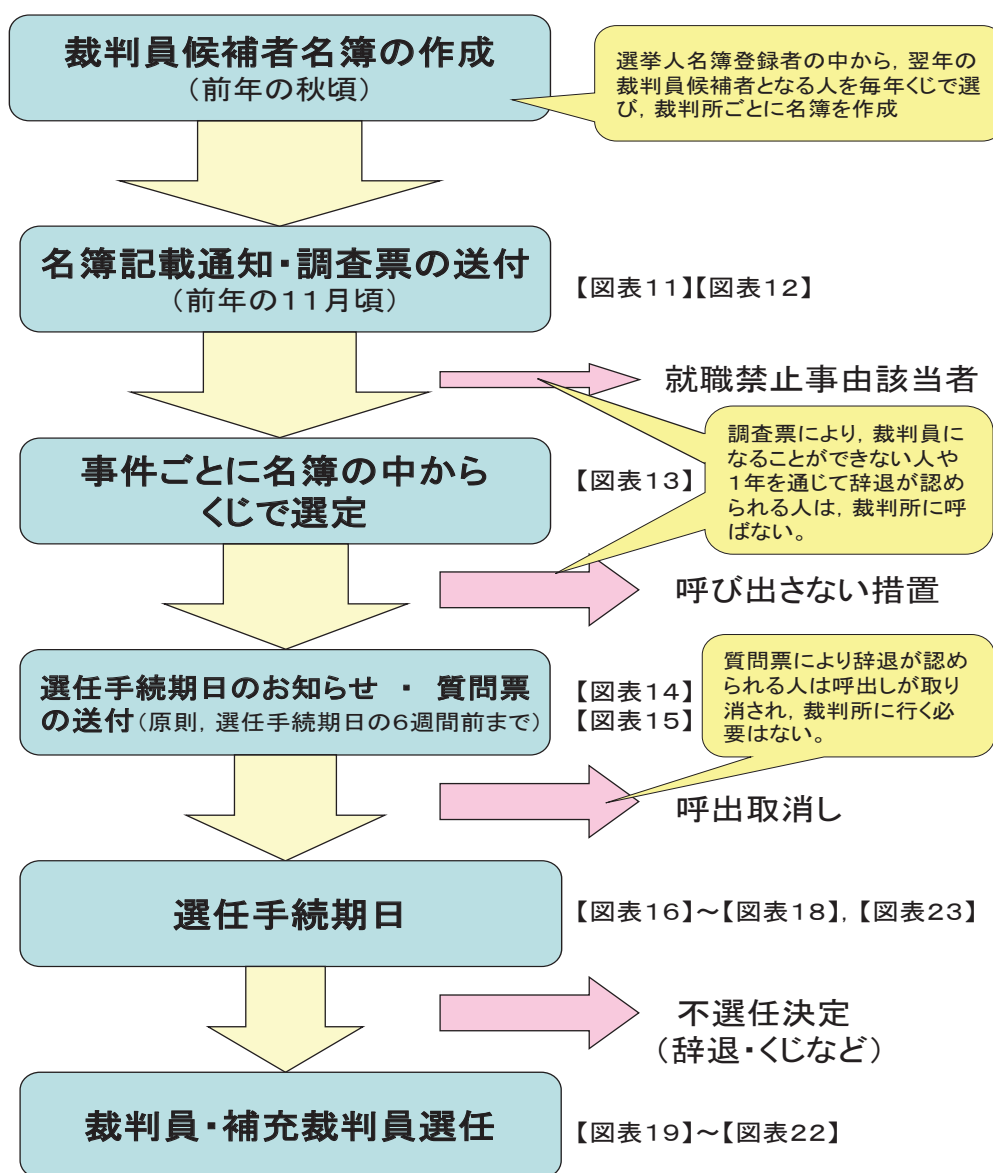
*8 平成27年12月12日に施行された「裁判員の参加する刑事裁判に関する法律の一部を改正する法律」により、①被害者特定事項の秘匿の決定があった事件では、裁判官等は、裁判員候補者に対し、正当な理由なく同事項を明らかにしてはならず、②同事項が明らかにされた場合、裁判長は、裁判員候補者に対し、同事項を公にしてはならない旨告知し、③その告知を受けた同候補者又は当該候補者であった者は、これを公にしてはならないこととされた(法33条の2)。

*9 検察官及び弁護士は、裁判員候補者について、それぞれ4人(補充裁判員を置くときは、その人数に応じて5人ないし7人)を限度として、理由を示さずに不選任請求をすることができる。この請求があったときは、裁判所は、当該裁判員候補者について不選任の決定をする(法36条)。

*10 ただし、公訴事実と争いがなく、事件の内容その他の事情を考慮して適当と認められる場合には、裁判所は、裁判官1人及び裁判員4人からなる合議体で裁判を行う旨の決定をすることができる(法2条3項)。この場合には、選任される裁判員は4人となる。

選任手続期日当日における裁判員候補者の出席，辞退，不選任決定，裁判員及び補充裁判員の選任に関する状況は，図表16ないし図表21のとおりである。また，選定から選任手続期日への出席までの裁判員候補者数の推移は，図表24のとおりである。

エ なお，選任手続の流れをフローチャートで示すと，以下のとおりである。



選任手続全般を通じた辞退判断の状況等につき，【図表24】～【図表28】

(2) 選任手続全般を通じた辞退申立て、許否に関する状況

上記のとおり、選任手続においては、調査票送付段階、質問票送付段階及び選任手続期日の3段階においてそれぞれ裁判員候補者に辞退希望を確認することとしている。これは、手続のなるべく早い段階で辞退希望を確認し、辞退が認められる裁判員候補者を除外することにより、その負担を軽減しようという観点から制度設計を行ったことによる。

そこで、選任手続の中でも一般に関心が特に高いと思われる辞退判断の状況について、上記3段階ごとの内訳といった詳細な情報を図表25ないし図表28で示すこととした。

(3) クロス集計の視点

一般に、裁判への参加が見込まれる日数が長くなるほど、参加が困難となる裁判員候補者の割合（辞退割合）が増加し、その分裁判員候補者の選定数を多めに設定する必要があるといえる。そこで、選任手続に関する統計については、辞退割合や選定数の多寡を左右する主たる要素となると思われる実審理予定日数とのクロス集計を基本として詳細な情報を提供することとした。

2 名簿記載通知・調査票送付段階（裁判員候補者名簿の登録人数及び地方裁判所における調査の結果（調査票の回答状況等））

平成30年用の裁判員候補者名簿に登録された人員は、合計23万0600人（選挙人名簿登録者全体の約0.22%であり、選挙人名簿登録者約461人に1人の割合）である。

調査票の回答が返送された人員は、8万0354人であり*11、このうち調査票で就職禁止事由に該当すると回答し、又は、裁判員法に定める辞退事由のうち定型的辞退事由（年間を通じて定型的に辞退が認められることが明らかな事由）により辞退を申し出た人員を庁別にみると、図表11のとおりである。また、月の大半にわたって裁判員になることが特に困難な特定の月があると申出のあった月別の延べ人員は、図表12のとおりである。

なお、同名簿に登録された人員中、裁判員法14条各号の欠格事由に該当し、又は、死亡により同名簿から削除された人員は、1,712人である。

*11 調査票は、該当する事由がある場合のみ返送をお願いしており、必ず返送しなければならないものではない。

図表1-1 裁判員候補者名簿登録人数，調査票回答者数，就職禁止事由申出者数，定型的辞退事由申出者数（庁別）

庁名	裁判員候補者名簿登録人数	調査票回答者数	就職禁止事由申出者数	定型的辞退事由申出者数合計	庁名	裁判員候補者名簿登録人数	調査票回答者数	就職禁止事由申出者数	定型的辞退事由申出者数合計
全国計	230,600	80,354	1,423	53,629	広島地裁本庁	6,000	2,183	45	1,501
裁判員候補者名簿登録人数に占める割合(%)	100.0	34.8	0.6	23.3	山口地裁本庁	1,300	502	7	350
東京地裁本庁	15,400	4,926	90	2,956	岡山地裁本庁	4,300	1,564	34	1,091
東京地裁立川支部	3,600	1,222	23	764	鳥取地裁本庁	1,400	498	12	343
横浜地裁本庁	9,000	3,080	54	1,946	松江地裁本庁	1,200	478	9	343
横浜地裁小田原支部	2,100	725	6	509	福岡地裁本庁	7,800	2,611	61	1,700
さいたま地裁本庁	9,900	3,414	50	2,208	福岡地裁小倉支部	5,300	1,879	38	1,317
千葉地裁本庁	20,400	7,182	127	4,738	佐賀地裁本庁	1,600	543	13	396
水戸地裁本庁	5,600	1,877	31	1,243	長崎地裁本庁	1,500	526	21	376
宇都宮地裁本庁	4,000	1,334	23	883	大分地裁本庁	1,600	578	9	420
前橋地裁本庁	3,100	1,095	23	747	熊本地裁本庁	2,100	740	17	515
静岡地裁本庁	1,300	456	3	307	鹿児島地裁本庁	3,300	1,084	16	786
静岡地裁沼津支部	2,100	728	18	489	宮崎地裁本庁	1,500	519	10	367
静岡地裁浜松支部	1,600	587	4	370	那覇地裁本庁	4,400	1,137	36	708
甲府地裁本庁	2,100	749	10	521	仙台地裁本庁	3,300	1,105	20	733
長野地裁本庁	1,200	443	6	271	福島地裁本庁	1,500	519	11	363
長野地裁松本支部	1,200	502	3	346	福島地裁郡山支部	2,100	765	10	519
新潟地裁本庁	2,100	857	5	634	山形地裁本庁	1,400	488	12	359
大阪地裁本庁	19,100	6,410	95	4,297	盛岡地裁本庁	1,200	413	5	305
大阪地裁堺支部	3,900	1,440	22	1,010	秋田地裁本庁	1,200	471	9	332
京都地裁本庁	5,700	2,087	44	1,400	青森地裁本庁	2,000	740	19	490
神戸地裁本庁	7,500	2,716	47	1,796	札幌地裁本庁	6,700	2,341	55	1,542
神戸地裁姫路支部	2,600	900	14	549	函館地裁本庁	1,600	563	11	407
奈良地裁本庁	1,800	658	6	445	旭川地裁本庁	1,400	501	18	336
大津地裁本庁	2,000	704	8	465	釧路地裁本庁	1,800	604	12	393
和歌山地裁本庁	1,900	714	8	523	高松地裁本庁	2,800	992	21	670
名古屋地裁本庁	13,000	4,678	73	3,048	徳島地裁本庁	1,900	648	6	465
名古屋地裁岡崎支部	2,800	997	16	619	高知地裁本庁	1,800	644	10	484
津地裁本庁	3,100	1,124	25	766	松山地裁本庁	2,400	844	10	614
岐阜地裁本庁	2,500	933	11	634					
福井地裁本庁	1,200	452	6	314					
金沢地裁本庁	1,200	429	8	288					
富山地裁本庁	1,200	455	7	318					

(注) 1 実人員であり，概数である。

2 「裁判員候補者名簿登録人数」には，実際には裁判員候補者には選ばれない18歳及び19歳の者が含まれる。

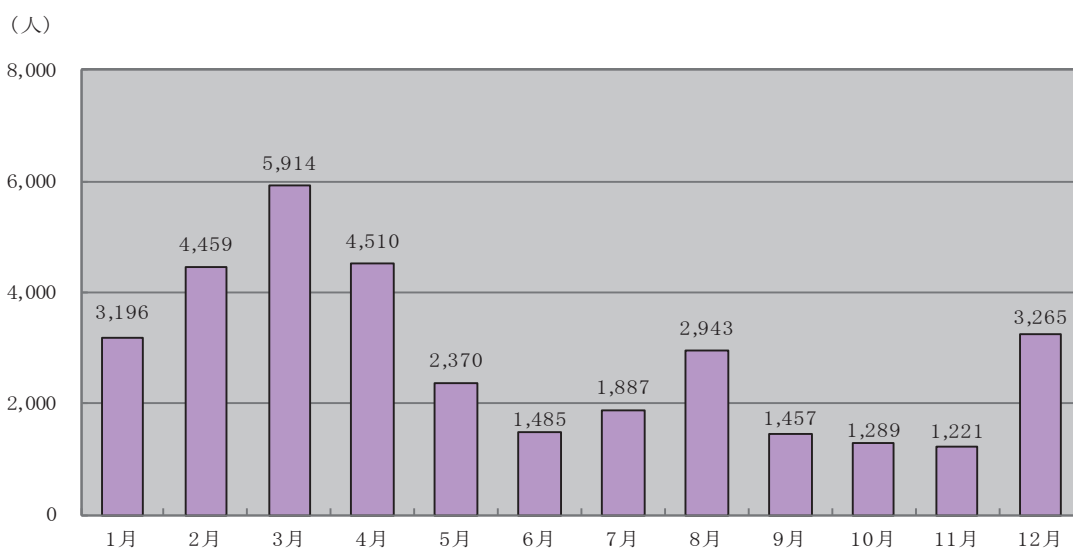
なお，18歳及び19歳の者については，名簿作成後直ちに消除されるため，「調査票回答者数」には含まれない。

3 「就職禁止事由申出者数」とは，調査票において，就職禁止事由に該当すると回答した者の数をいう。

図表12 月別の参加困難月申出者数

裁判員候補者 名簿登録人数	調査票 回答者数	参加困難月 申出者合計	うち1月 参加 困難者	うち2月 参加 困難者	うち3月 参加 困難者	うち4月 参加 困難者	うち5月 参加 困難者	うち6月 参加 困難者
(100.0)	(34.8)	(14.7)	(1.4)	(1.9)	(2.6)	(2.0)	(1.0)	(0.6)
230,600	80,354	33,996	3,196	4,459	5,914	4,510	2,370	1,485
			うち7月 参加 困難者	うち8月 参加 困難者	うち9月 参加 困難者	うち10月 参加 困難者	うち11月 参加 困難者	うち12月 参加 困難者
			(0.8)	(1.3)	(0.6)	(0.6)	(0.5)	(1.4)
			1,887	2,943	1,457	1,289	1,221	3,265

- (注) 1 概数である。
 2 「裁判員候補者名簿登録人数」及び「調査票回答者数」は実人員であり、その余は延べ人員である。
 3 「裁判員候補者名簿登録人数」には、実際には裁判員候補者には選ばれない18歳及び19歳の者が含まれる。なお、18歳及び19歳の者については、名簿作成後直ちに消除されるため、「調査票回答者数」には含まれない。
 4 () は裁判員候補者名簿登録人数全体に占める割合(%)である。



3 「裁判員等選任手続期日のお知らせ」・質問票送付段階

(1) 裁判員候補者の選定

各裁判員裁判対象事件において選定された裁判員候補者の総数は、12万7490人であり、これを自白・否認別、実審理予定日数別にみると、図表13のとおりである。

また、平成21年から平成30年までの平均実審理予定日数のデータを参考添付した。

図表13 実審理予定日数別の選定された裁判員候補者数（自白否認別）

	判決 人員	選定された 裁判員 候補者数	実 審 理 予 定 日 数									
			2日 以内	3日	4日	5日	6日	7日	8日	9日	10日	11日 以上
総数	1,027	[124.1] 127,490	[88.3] 265	[101.0] 9,090	[101.7] 20,330	[107.4] 23,630	[116.1] 19,270	[120.6] 12,540	[137.4] 10,445	[151.6] 6,975	[137.0] 4,385	[228.4] 20,560
自白	496	[109.2] 54,165	[88.3] 265	[101.4] 8,315	[102.0] 17,435	[103.9] 12,775	[121.3] 7,520	[121.6] 3,405	[157.1] 2,985	[156.7] 470	[140.0] 280	[238.3] 715
否認	531	[138.1] 73,325	- 775	[96.9] 775	[99.8] 2,895	[111.9] 10,855	[113.0] 11,750	[120.2] 9,135	[130.9] 7,460	[151.3] 6,505	[136.8] 4,105	[228.1] 19,845

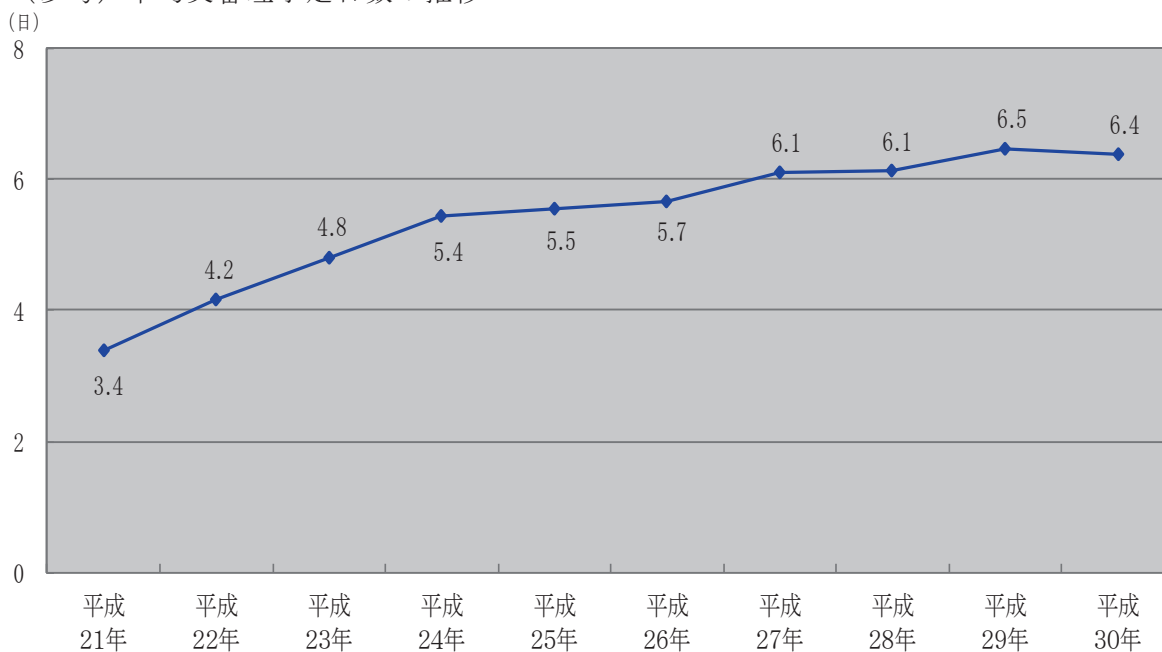
(注) 1 延べ人員（判決人員は実人員）である。

2 []は選定された裁判員候補者数の平均である。

3 選定された裁判員候補者数の平均は、 $\frac{\text{選定された裁判員候補者数（延べ人員）}}{\text{判決人員（実人員）}}$ により算出した。

4 選任手続期日を取り消されたものを除く。

(参考) 平均実審理予定日数の推移



(2) 辞退許可の状況

各裁判員裁判対象事件で選定された裁判員候補者のうち、調査票の回答等により辞退や欠格事由等を認めて選任手続期日前に呼び出さない措置がされた人員、呼出状を送付した人員及び呼出状送付後に事前質問票の回答等により辞退を認めて呼出取消しがされた人員等を実審理予定日数別、庁別にみると、図表14及び図表15のとおりである。

図表14 選定された裁判員候補者数及びうち選任手続期日前に辞退が認められた裁判員候補者数（実審理予定日数別）

		（1） 選定された裁判員候補者数	呼び出さない措置がされた 裁判員候補者数（2）	うち辞退申出によつて 呼び出さない措置がされた 裁判員候補者数（3）	呼出状を送付した裁判員 候補者数（1+2）	（4） 辞退申出によつて呼出取消 しがされた裁判員候補者数	（3+4） 選任手続期日前に辞退が 認められた裁判員候補者数
総数		127,490	(31.1) 39,703	(30.1) 38,412	(68.9) 87,787	(33.7) 42,980	(63.8) 81,392
実 審 理 予 定 日 数	2日以内	265	(29.4) 78	(29.1) 77	(70.6) 187	(27.5) 73	(56.6) 150
	3日	9,090	(30.3) 2,755	(29.5) 2,682	(69.7) 6,335	(30.3) 2,757	(59.8) 5,439
	4日	20,330	(29.6) 6,026	(28.6) 5,811	(70.4) 14,304	(31.8) 6,463	(60.4) 12,274
	5日	23,630	(31.0) 7,314	(30.1) 7,101	(69.0) 16,316	(31.7) 7,486	(61.7) 14,587
	6日	19,270	(30.1) 5,809	(29.1) 5,604	(69.9) 13,461	(33.1) 6,387	(62.2) 11,991
	7日	12,540	(31.6) 3,965	(30.5) 3,828	(68.4) 8,575	(33.5) 4,207	(64.1) 8,035
	8日	10,445	(32.4) 3,381	(31.2) 3,258	(67.6) 7,064	(34.9) 3,649	(66.1) 6,907
	9日	6,975	(31.6) 2,207	(30.7) 2,143	(68.4) 4,768	(36.2) 2,527	(67.0) 4,670
	10日	4,385	(31.8) 1,394	(30.8) 1,349	(68.2) 2,991	(35.2) 1,545	(66.0) 2,894
	11日以上	20,560	(32.9) 6,774	(31.9) 6,559	(67.1) 13,786	(38.4) 7,886	(70.3) 14,445

- (注) 1 延べ人員である。
 2 選任手続期日が取り消されたものを除く。
 3 () は選定された裁判員候補者に対する割合 (%) である。

図表15 選定された裁判員候補者数及びうち選任手続期日前に辞退が認められた裁判員候補者数(庁別)

	選定された裁判員候補者数(1)	呼び出さない措置がされた裁判員候補者数(2)	うち辞退申出によって呼び出さない措置がされた裁判員候補者数(3)	呼出状を送付した裁判員候補者数(1+2)	辞退申出によって呼出取消しがされた裁判員候補者数(4)	選任手続期日前に辞退が認められた裁判員候補者数(3+4)
総数	127,490	39,703	38,412	87,787	42,980	81,392
広島地裁本庁	980	284	281	696	358	639
山口地裁本庁	1,520	733	718	787	398	1,116
岡山地裁本庁	2,430	720	707	1,710	749	1,456
鳥取地裁本庁	160	38	37	122	87	124
松江地裁本庁	110	30	28	80	38	66
福岡地裁本庁	8,145	2,308	2,183	5,837	3,114	5,297
福岡地裁小倉支部	2,400	666	651	1,734	900	1,551
佐賀地裁本庁	610	152	149	458	247	396
長崎地裁本庁	1,000	276	256	724	466	722
大分地裁本庁	690	216	208	474	230	438
熊本地裁本庁	920	301	295	619	285	580
鹿児島地裁本庁	1,250	396	384	854	408	792
宮崎地裁本庁	600	170	163	430	189	352
那覇地裁本庁	2,300	650	603	1,650	771	1,374
仙台地裁本庁	1,450	332	321	1,118	555	876
福島地裁本庁	550	168	164	382	188	352
福島地裁郡山支部	1,200	369	366	831	435	801
山形地裁本庁	1,090	287	280	803	463	743
盛岡地裁本庁	395	106	105	289	145	250
秋田地裁本庁	950	305	290	645	367	657
青森地裁本庁	690	174	174	516	246	420
札幌地裁本庁	2,775	987	966	1,788	901	1,867
函館地裁本庁	430	110	107	320	164	271
旭川地裁本庁	1,170	306	289	864	464	753
釧路地裁本庁	1,010	301	293	709	399	692
高松地裁本庁	855	273	266	582	279	545
徳島地裁本庁	1,520	619	614	901	504	1,118
高知地裁本庁	1,030	367	357	663	351	708
松山地裁本庁	815	226	217	589	310	527
東京地裁本庁	13,180	3,727	3,532	9,453	4,025	7,557
東京地裁立川支部	2,940	936	896	2,004	956	1,852
横浜地裁本庁	4,305	1,058	1,015	3,247	1,662	2,677
横浜地裁小田原支部	940	296	290	644	273	563
さいたま地裁本庁	4,235	1,313	1,248	2,922	1,494	2,742
千葉地裁本庁	14,400	4,945	4,795	9,455	4,211	9,006
水戸地裁本庁	3,955	1,274	1,257	2,681	1,329	2,586
宇都宮地裁本庁	1,400	350	328	1,050	494	822
前橋地裁本庁	2,255	730	719	1,525	791	1,510
静岡地裁本庁	1,400	488	477	912	484	961
静岡地裁沼津支部	985	330	329	655	315	644
静岡地裁浜松支部	360	130	129	230	127	256
甲府地裁本庁	1,370	461	447	909	504	951
長野地裁本庁	950	270	263	680	357	620
長野地裁松本支部	970	293	283	677	350	633
新潟地裁本庁	1,430	457	451	973	552	1,003
大阪地裁本庁	9,130	2,677	2,568	6,453	2,940	5,508
大阪地裁堺支部	2,430	902	879	1,528	599	1,478
京都地裁本庁	2,725	986	963	1,739	867	1,830
神戸地裁本庁	3,945	1,276	1,224	2,669	1,278	2,502
神戸地裁姫路支部	1,510	430	425	1,080	728	1,153
奈良地裁本庁	1,030	289	284	741	325	609
大津地裁本庁	2,350	978	946	1,372	725	1,671
和歌山地裁本庁	1,450	442	434	1,008	588	1,022
名古屋地裁本庁	3,730	1,231	1,231	2,499	1,214	2,445
名古屋地裁岡崎支部	900	246	237	654	334	571
津地裁本庁	1,770	612	598	1,158	566	1,164
岐阜地裁本庁	895	273	270	622	353	623
福井地裁本庁	170	32	32	138	64	96
金沢地裁本庁	575	170	164	405	196	360
富山地裁本庁	760	231	226	529	268	494

(注)1 延べ人員である。

2 選任手続期日が取り消されたものを除く。

第2 裁判員等の選任に関する実施状況について

4 選任手続期日当日

(1) 出席状況

選定された裁判員候補者のうち、選任手続期日に出席した裁判員候補者の総数は、2万8961人で、出席率は、67.5%である。これを実審理予定日数別にみると、図表16のとおりである。

図表16 出席した裁判員候補者数及び出席率（実審理予定日数別）

	総数	実 審 理 予 定 日 数									
		2日以内	3日	4日	5日	6日	7日	8日	9日	10日	11日以上
判決人員	1,027	3	90	200	220	166	104	76	46	32	90
選定された裁判員候補者の数 (A)	[124.1] 127,490	[88.3] 265	[101.0] 9,090	[101.7] 20,330	[107.4] 23,630	[116.1] 19,270	[120.6] 12,540	[137.4] 10,445	[151.6] 6,975	[137.0] 4,385	[228.4] 20,560
呼出状を送付した裁判員候補者の数 (B)	[85.5] 87,787	[62.3] 187	[70.4] 6,335	[71.5] 14,304	[74.2] 16,316	[81.1] 13,461	[82.5] 8,575	[92.9] 7,064	[103.7] 4,768	[93.5] 2,991	[153.2] 13,786
呼出取消しがされた裁判員候補者の数 (C)	[43.7] 44,907	[25.0] 75	[32.1] 2,885	[33.8] 6,766	[35.9] 7,896	[40.4] 6,705	[42.3] 4,394	[49.8] 3,786	[57.4] 2,639	[49.6] 1,588	[90.8] 8,173
うち、辞退申出によって呼出取消しがされた裁判員候補者の数	[41.9] 42,980	[24.3] 73	[30.6] 2,757	[32.3] 6,463	[34.0] 7,486	[38.5] 6,387	[40.5] 4,207	[48.0] 3,649	[54.9] 2,527	[48.3] 1,545	[87.6] 7,886
選任手続期日に出席した裁判員候補者の数 (D)	[28.2] 28,961	[25.3] 76	[25.8] 2,320	[27.0] 5,406	[26.8] 5,886	[27.5] 4,567	[27.9] 2,898	[28.5] 2,164	[29.1] 1,340	[29.6] 947	[37.3] 3,357
出席率(%) (D/(B-C))	67.5	67.9	67.2	71.7	69.9	67.6	69.3	66.0	62.9	67.5	59.8
選定された裁判員候補者のうち、選任手続期日に出席した人の割合(%) (D/A)	22.7	28.7	25.5	26.6	24.9	23.7	23.1	20.7	19.2	21.6	16.3

(注) 1 判決人員は実人員である。

2 裁判員候補者数は延べ人員である。

3 「出席率」とは、選任手続期日に出席を求められた人（呼出状を送付した裁判員候補者のうち、呼出取消しがされなかった人）のうち、現に選任手続期日に出席した人の割合をいう。なお、「選任手続期日に出席を求められた人」には、呼出状が到達していない裁判員候補者も含まれる。

4 []は判決人員1人当たりの平均である。

(2) 辞退申立て、許否に関する状況

選任手続期日に辞退を申し立てた裁判員候補者の総数は、4,363人で、同期日に出席した裁判員候補者2万8961人に占める割合は15.1%である。また、辞退が認められた総数は、4,092人である。辞退が認められた事由の内訳を含めた延べ人員を実審理予定日数別にみると、図表17のとおりである。辞退許可事由別の割合を示した図表25添付のグラフを併せて参照されたい。

図表17 選任手続期日に辞退を申し立てた裁判員候補者数、辞退が認められた裁判員候補者数及びその内訳（実審理予定日数別）

	総数	実 審 理 予 定 日 数									
		2日以内	3日	4日	5日	6日	7日	8日	9日	10日	11日以上
選任手続期日に出席した裁判員候補者の数	28,961	76	2,320	5,406	5,886	4,567	2,898	2,164	1,340	947	3,357
辞退を申し立てた裁判員候補者数	4,363	9	270	711	802	666	456	335	210	154	750
辞退が認められた裁判員候補者数	《93.8》 4,092	《100.0》 9	《95.2》 257	《90.9》 646	《91.5》 734	《94.3》 628	《92.8》 423	《95.5》 320	《96.2》 202	《96.8》 149	《96.5》 724
裁判員法16条1号～7号の辞退(70歳以上、学生等)	(1.4) 57	-	(2.3) 6	(1.4) 9	(1.4) 10	(1.6) 10	(2.1) 9	(1.3) 4	(0.5) 1	(1.3) 2	(0.8) 6
疾病傷害(法16条8号イ)	(4.3) 174	-	(5.1) 13	(5.7) 37	(3.8) 28	(4.5) 28	(4.5) 19	(1.6) 5	(5.9) 12	(4.0) 6	(3.6) 26
介護養育(法16条8号ロ)	(6.5) 264	-	(6.6) 17	(7.9) 51	(7.5) 55	(5.4) 34	(8.3) 35	(6.3) 20	(6.4) 13	(4.0) 6	(4.6) 33
事業における重要用務(法16条8号ハ)	(49.6) 2,031	(77.8) 7	(47.5) 122	(46.6) 301	(50.1) 368	(48.4) 304	(48.5) 205	(58.8) 188	(44.6) 90	(51.0) 76	(51.1) 370
社会生活上の重要用務(法16条8号ニ)	(4.7) 193	(11.1) 1	(3.5) 9	(4.0) 26	(4.4) 32	(4.8) 30	(4.7) 20	(3.4) 11	(5.0) 10	(5.4) 8	(6.4) 46
重大な災害に伴う生活再建(法16条8号ホ)	(0.0) 1	-	-	-	-	-	(0.2) 1	-	-	-	-
妊娠中又は産後8週以内(辞退政令1号)	(0.5) 20	-	(0.4) 1	(0.6) 4	(0.5) 4	(1.1) 7	-	-	(1.0) 2	-	(0.3) 2
法16条8号ロ以外の介護養育(辞退政令2号)	(2.1) 87	-	(1.9) 5	(2.2) 14	(1.6) 12	(2.5) 16	(1.9) 8	(1.6) 5	(3.5) 7	(1.3) 2	(2.5) 18
親族等の同居人の入院等の付添い(辞退政令3号)	(1.8) 75	-	(1.9) 5	(1.4) 9	(1.8) 13	(2.1) 13	(0.2) 1	(1.3) 4	(4.5) 9	(5.4) 8	(1.8) 13
出産等への立会い等(辞退政令4号)	(0.1) 4	-	-	(0.2) 1	(0.1) 1	-	-	(0.3) 1	-	-	(0.1) 1
遠隔地(辞退政令5号)	(0.5) 20	-	(0.8) 2	(0.5) 3	(0.7) 5	-	(0.5) 2	(0.3) 1	-	(2.0) 3	(0.6) 4
その他精神上又は経済上の不利益(辞退政令6号)	(28.5) 1,166	(11.1) 1	(30.0) 77	(29.6) 191	(28.1) 206	(29.6) 186	(29.1) 123	(25.3) 81	(28.7) 58	(25.5) 38	(28.3) 205

(注) 1 延べ人員である。
 2 《 》は辞退を申し立てた裁判員候補者数に対する割合(%)である。
 3 ()は辞退が認められた裁判員候補者数に対する割合(%)である。

第2 裁判員等の選任に関する実施状況について

(3) 不選任に関する状況

選任手続期日において、不選任決定がされた裁判員候補者の総数とその事由別内訳を
実審理予定日数別にみると、図表18のとおりであり、次頁の円グラフは、選任・不選
任（事由別）の割合をグラフ化したものである。

図表18 選任手続期日において不選任決定がされた裁判員候補者数及びその内訳
(実審理予定日数別)

	総数	実 審 理 予 定 日 数									
		2日 以内	3日	4日	5日	6日	7日	8日	9日	10日	11日 以上
判決人員	1,027	3	90	200	220	166	104	76	46	32	90
選任手続期日に出席した裁判員候補者数	[28.2] 28,961	[25.3] 76	[25.8] 2,320	[27.0] 5,406	[26.8] 5,886	[27.5] 4,567	[27.9] 2,898	[28.5] 2,164	[29.1] 1,340	[29.6] 947	[37.3] 3,357
不選任決定がされた裁判員候補者数	[20.1] 20,642	[17.7] 53	[17.8] 1,601	[19.1] 3,816	[18.8] 4,127	[19.5] 3,234	[19.8] 2,057	[20.4] 1,549	[21.0] 966	[21.4] 686	[28.4] 2,553
理由あり不選任(法34条4項)	[0.0] 15	-	[0.0] 2	[0.0] 2	[0.0] 2	-	[0.0] 5	[0.0] 1	-	-	[0.0] 3
辞退による不選任(法34条7項)	[4.0] 4,092	[3.0] 9	[2.9] 257	[3.2] 646	[3.3] 734	[3.8] 628	[4.1] 423	[4.2] 320	[4.4] 202	[4.7] 149	[8.0] 724
理由なし不選任(法36条) ※注4	[3.3] 3,390	[3.3] 10	[1.8] 164	[2.9] 584	[3.1] 677	[3.6] 590	[3.8] 390	[3.6] 277	[3.4] 156	[4.0] 127	[4.6] 415
くじ等による不選任(法37条3項)	[12.8] 13,144	[11.3] 34	[13.1] 1,178	[12.9] 2,584	[12.3] 2,714	[12.1] 2,016	[11.9] 1,239	[12.5] 950	[13.2] 608	[12.8] 410	[15.7] 1,411
質問なし不選任(規35条2項, 3項) ※注5	[0.0] 1	-	-	-	-	-	-	[0.0] 1	-	-	-

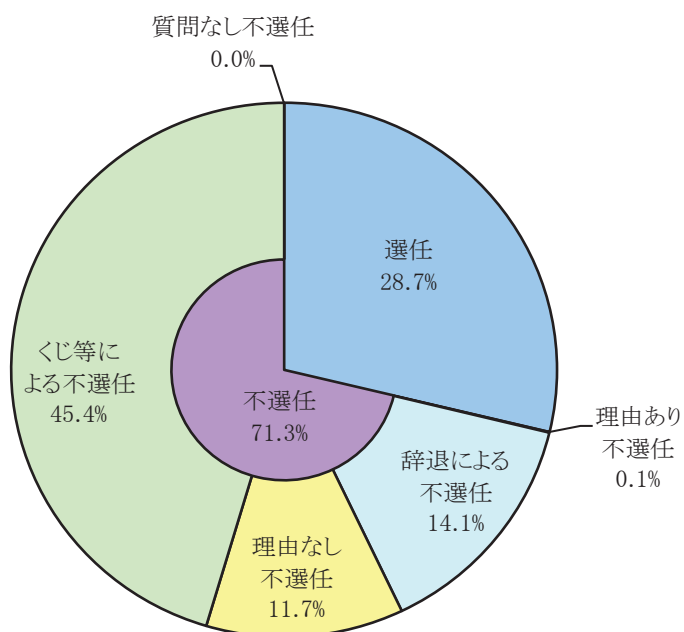
(注) 1 判決人員は実人員である。

2 裁判員候補者数は延べ人員である。

3 []は判決人員1人当たりの平均である。

4 理由なし不選任がされた裁判員候補者数は、主観的併合があった場合には、各々の被告人について、同一の選任手続期日にされた検察官及びすべての弁護人の請求に基づく不選任決定の合計数を計上している（この点は、理由あり不選任決定についても同様である。）。

5 「質問なし不選任」とは、(1)あらかじめくじで裁判員等に選任されるべき順序を定めた上で、その順序に従って質問手続を行い、必要な裁判員候補者数に満ちたときに質問を打ち切る、いわゆる抹消方式及び(2)選任手続期日のはじめに質問を受けるべき裁判員候補者を決めるためのくじを行う方式により、質問を受けることなく、法37条3項の不選任決定がされたものをいう。



(注) 「選任」の割合は、延べ人員を出席者総数で除す方法により算出しているため、図表19の(4)及び(5)(実人員)からは算出できない。

(4) 選任の状況

庁ごとの選挙人名簿登録から裁判員等に選任されるまでの各過程における人数と、裁判員候補者名簿に登録された人が裁判員等に選任される割合をみると、図表19のとおりであり、これに続く円グラフは、選挙人名簿登録者のうち裁判員等に選任される割合をグラフ化したものである。

また、選任された裁判員等に対するアンケートをもとに、裁判員等の性別や職業等をみると、図表20のとおりである(ただし、アンケートに回答していただいた方の属性であることに留意する必要がある。)

選任された補充裁判員の人数を実審理予定日数別にみると、図表21のとおりである。

図表19 選任された裁判員及び補充裁判員の総数等（庁別）

	判決 人員	選挙人名簿 登録者数 (1)	裁判員候補者 名簿登録人数 (2)	選定された裁判 員候補者の数 (3)	選任された 裁判員の数 (4)	選任された補 充裁判員の数 (5)	選任率 $\frac{(4)+(5)}{(2)}$ (%)
総数	1,027	106,254,872	230,600	127,490	5,905	1,989	3.4
東京地裁本庁	140	7,737,721	15,400	13,180	812	268	7.0
東京地裁立川支部	30	3,502,147	3,600	2,940	171	56	6.3
横浜地裁本庁	38	6,599,473	9,000	4,305	240	83	3.6
横浜地裁小田原支部	9	1,004,582	2,100	940	54	19	3.5
さいたま地裁本庁	34	6,095,388	9,900	4,235	194	66	2.6
千葉地裁本庁	120	5,223,991	20,400	14,400	654	205	4.2
水戸地裁本庁	26	2,456,585	5,600	3,955	147	48	3.5
宇都宮地裁本庁	12	1,651,378	4,000	1,400	67	23	2.3
前橋地裁本庁	19	1,647,863	3,100	2,255	112	36	4.8
静岡地裁本庁	11	995,552	1,300	1,400	68	23	7.0
静岡地裁沼津支部	9	1,031,583	2,100	985	54	18	3.4
静岡地裁浜松支部	4	1,080,249	1,600	360	19	6	1.6
甲府地裁本庁	8	704,296	2,100	1,370	43	14	2.7
長野地裁本庁	8	879,060	1,200	950	36	12	4.0
長野地裁松本支部	8	886,691	1,200	970	49	16	5.4
新潟地裁本庁	9	1,948,629	2,100	1,430	63	23	4.1
大阪地裁本庁	80	5,288,977	19,100	9,130	461	157	3.2
大阪地裁堺支部	20	2,024,569	3,900	2,430	123	40	4.2
京都地裁本庁	17	2,130,649	5,700	2,725	106	41	2.6
神戸地裁本庁	33	3,269,583	7,500	3,945	190	64	3.4
神戸地裁姫路支部	8	1,361,295	2,600	1,510	51	20	2.7
奈良地裁本庁	9	1,161,530	1,800	1,030	55	21	4.2
大津地裁本庁	15	1,151,503	2,000	2,350	79	26	5.3
和歌山地裁本庁	9	833,280	1,900	1,450	31	10	2.2
名古屋地裁本庁	28	4,202,288	13,000	3,730	158	58	1.7
名古屋地裁岡崎支部	9	1,896,756	2,800	900	42	13	2.0
津地裁本庁	11	1,515,320	3,100	1,770	67	22	2.9
岐阜地裁本庁	7	1,695,643	2,500	895	44	15	2.4
福井地裁本庁	2	655,295	1,200	170	12	4	1.3
金沢地裁本庁	5	960,513	1,200	575	32	12	3.7
富山地裁本庁	6	902,295	1,200	760	37	9	3.8
広島地裁本庁	8	2,358,823	6,000	980	48	16	1.1
山口地裁本庁	10	1,185,070	1,300	1,520	60	20	6.2
岡山地裁本庁	18	1,596,904	4,300	2,430	97	30	3.0
鳥取地裁本庁	1	480,818	1,400	160	6	2	0.6
松江地裁本庁	1	582,050	1,200	110	6	2	0.7

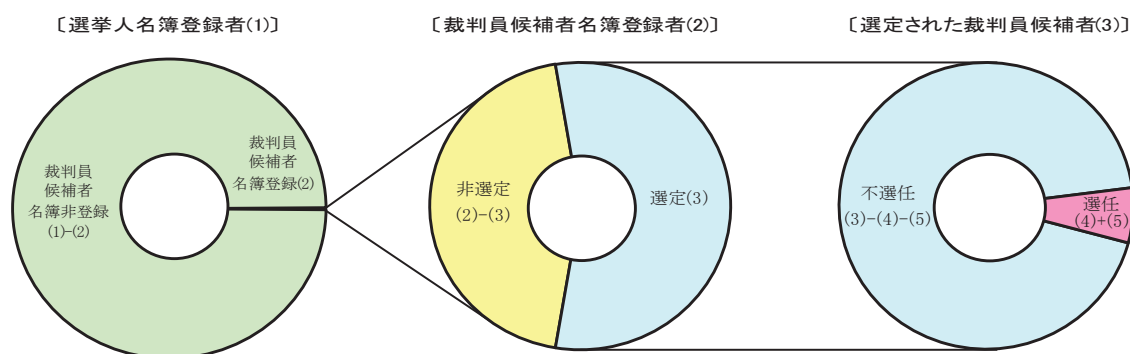
第2 裁判員等の選任に関する実施状況について

(図表19つづき)

	判決 人員	選挙人名簿 登録者数 (1)	裁判員候補者 名簿登録人数 (2)	選定された裁判 員候補者の数 (3)	選任された 裁判員の数 (4)	選任された補 充裁判員の数 (5)	選任率 (4)+(5) (2) (%)
福岡地裁本庁	50	3,154,121	7,800	8,145	261	94	4.6
福岡地裁小倉支部	17	1,081,214	5,300	2,400	98	34	2.5
佐賀地裁本庁	5	691,348	1,600	610	24	10	2.1
長崎地裁本庁	5	1,162,193	1,500	1,000	33	14	3.1
大分地裁本庁	6	985,654	1,600	690	36	12	3.0
熊本地裁本庁	9	1,492,834	2,100	920	55	18	3.5
鹿児島地裁本庁	9	1,385,630	3,300	1,250	54	19	2.2
宮崎地裁本庁	7	930,719	1,500	600	42	14	3.7
那覇地裁本庁	17	1,155,053	4,400	2,300	107	34	3.2
仙台地裁本庁	14	1,949,425	3,300	1,450	88	31	3.6
福島地裁本庁	3	467,242	1,500	550	18	8	1.7
福島地裁郡山支部	10	1,163,945	2,100	1,200	62	20	3.9
山形地裁本庁	6	945,917	1,400	1,090	42	16	4.1
盛岡地裁本庁	4	1,084,579	1,200	395	24	8	2.7
秋田地裁本庁	7	890,124	1,200	950	44	14	4.8
青森地裁本庁	5	1,132,159	2,000	690	30	10	2.0
札幌地裁本庁	24	2,839,622	6,700	2,775	124	41	2.5
函館地裁本庁	3	390,322	1,600	430	18	7	1.6
旭川地裁本庁	9	591,707	1,400	1,170	49	16	4.6
釧路地裁本庁	6	775,943	1,800	1,010	36	13	2.7
高松地裁本庁	7	831,851	2,800	855	43	14	2.0
徳島地裁本庁	9	647,763	1,900	1,520	50	18	3.6
高知地裁本庁	6	624,228	1,800	1,030	36	11	2.6
松山地裁本庁	7	1,182,930	2,400	815	43	15	2.4

- (注) 1 延べ人員(判決人員は実人員)である。
 2 「選任された裁判員の数」及び「選任された補充裁判員の数」は、実人員であり、概数である。
 3 補充裁判員から裁判員に選任された場合は、重複して計上した。
 4 「選挙人名簿登録者数」は名簿作成時に各地方裁判所からの照会に応じて市町村選挙管理委員会が回答した選挙人名簿に登録された者の総数である。
 5 「裁判員候補者名簿登録人数」は、実人員であり、概数である。
 6 「裁判員候補者名簿登録人数」には、実際には選定されない裁判員候補者である18歳及び19歳の者が含まれる。なお、18歳及び19歳の者については、名簿作成後直ちに消除されるため、「選定された裁判員候補者の数」には含まれない。

<イメージ>



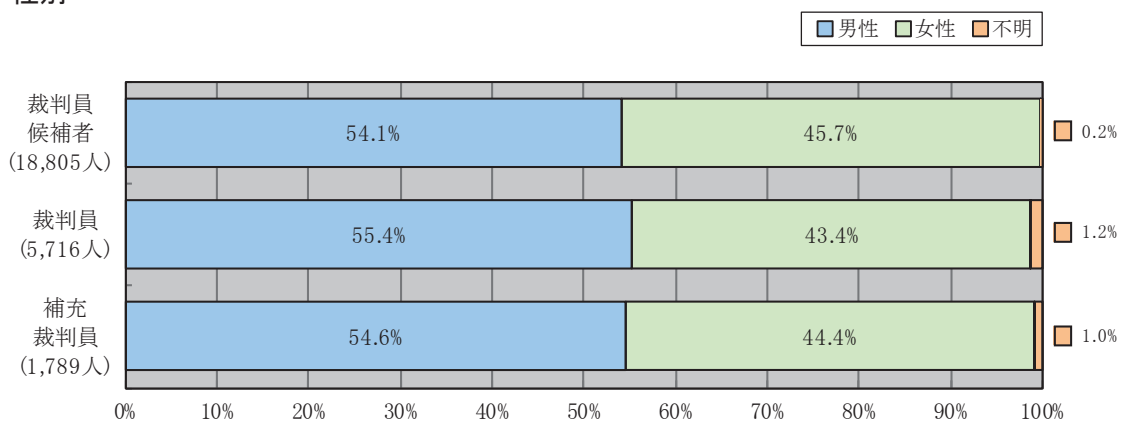
図表20 選任手続期日に出席した裁判員候補者，選任された裁判員及び補充裁判員の属性

		裁判員候補者	裁判員	補充裁判員
総 数		18,805	5,716	1,789
性別	男性	10,168	3,164	977
	女性	8,594	2,482	795
	不明	43	70	17
年代別	20代	2,433	745	248
	30代	3,450	1,045	309
	40代	4,564	1,507	460
	50代	3,916	1,092	366
	60代	3,814	1,074	338
	70歳以上	586	174	53
	不明	42	79	15
職業別	お勤め	10,520	3,371	1,041
	自営・自由業	1,222	347	129
	パート・アルバイト	3,206	897	294
	専業主婦・専業主夫	1,633	436	122
	学生	142	55	17
	無職	1,537	400	123
	その他	430	104	39
	不明	115	106	24

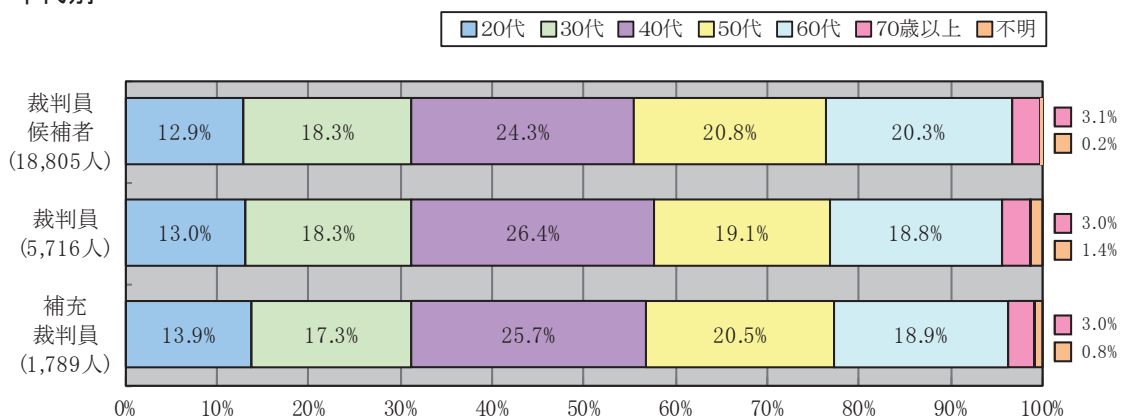
- (注) 1 裁判員等へのアンケートに対する有効回答に基づく数値であり，実人数である。
 2 「お勤め」には公務員，会社経営者を含む。

第2 裁判員等の選任に関する実施状況について

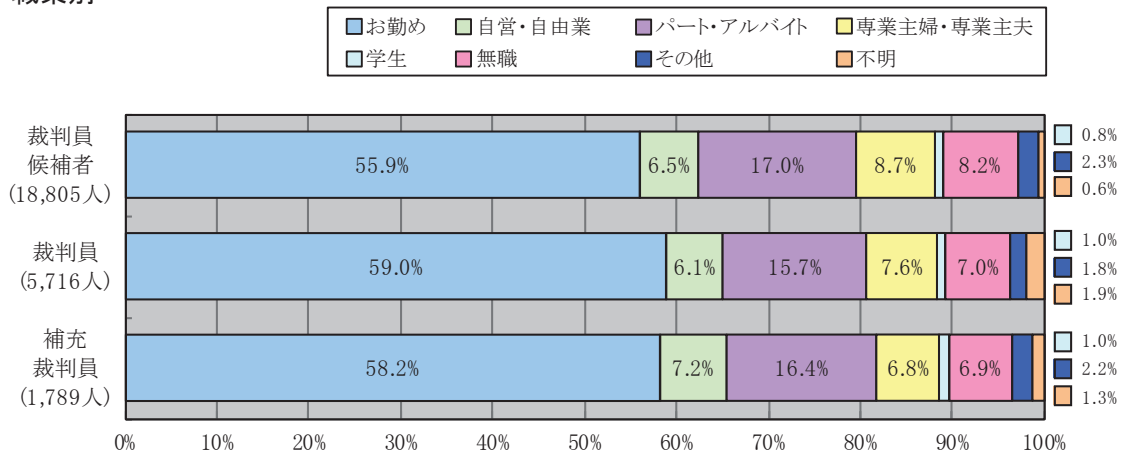
性別



年代別



職業別



図表2-1 選任された補充裁判員数別の判決人員の分布及び選任された補充裁判員数の平均（実審理予定日数別）

		判 決 人 員							選任された 補充裁判員 数の平均	
		総数	選 任 さ れ た 補 充 裁 判 員 数							
			0人	1人	2人	3人	4人	5人		6人以上
総数		1,027	-	26	911	67	20	1	2	2.1
実 審 理 予 定 日 数	2日以内	3	-	1	2	-	-	-	-	1.7
	3日	90	-	8	81	-	1	-	-	1.9
	4日	200	-	12	187	-	1	-	-	2.0
	5日	220	-	4	214	1	1	-	-	2.0
	6日	166	-	1	161	2	2	-	-	2.0
	7日	104	-	-	102	1	-	1	-	2.0
	8日	76	-	-	71	4	1	-	-	2.1
	9日	46	-	-	40	6	-	-	-	2.1
	10日	32	-	-	27	5	-	-	-	2.2
	11日以上	90	-	-	26	48	14	-	2	2.9

(注) 選任された補充裁判員数の平均は、

$$\frac{\text{選任された補充裁判員数（延べ人員）}}{\text{判決人員（実人員）}}$$
 により算出した。

(5) 解任の状況

解任された裁判員等の解任理由別の延べ人員を公判等の全開廷回数別にみると（裁判員等が解任された時点の公判の回数ではない。）、図表22のとおりである。

図表22 解任理由別の裁判員及び補充裁判員の解任数（開廷回数別）

		総数	開 廷 回 数				
			2回以内	3回	4回	5回	6回以上
判決人員		1,027	10	246	363	174	234
裁判員	総数	(0.17) 170	(0.10) 1	(0.11) 27	(0.15) 54	(0.08) 14	(0.32) 74
	宣誓拒否, 出頭義務違反, 欠格事由等, 進行妨害	9	-	1	3	-	5
	その他の義務違反, 不公平な裁判のおそれ, 虚偽記載等	1	-	-	1	-	-
	辞任申立て	160	1	26	50	14	69
補充裁判員	総数	(0.10) 103	(0.10) 1	(0.08) 19	(0.07) 25	(0.07) 13	(0.19) 45
	宣誓拒否, 出頭義務違反, 欠格事由等, 進行妨害	1	-	-	-	1	-
	その他の義務違反, 不公平な裁判のおそれ, 虚偽記載等	-	-	-	-	-	-
	辞任申立て	54	1	8	12	9	24
	必要がないと認めたもの(法45条)	(0.05) 48	-	(0.04) 11	(0.04) 13	(0.02) 3	(0.09) 21

- (注) 1 延べ人員（判決人員は実人員）である。
 2 開廷回数には、裁判員裁判対象事件が併合される前の、裁判官のみで行われたものを含む。
 3 ()内は判決人員1人当たりの平均である。

(6) その他

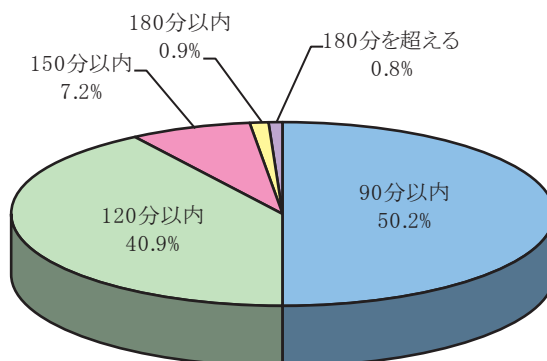
選任手続期日に要した時間の分布別に出席した裁判員候補者数の分布状況をみると、図表23のとおりである。選任手続期日に要した時間の平均は、96.8分であり、出席した裁判員候補者の平均は、28.2人である。

図表23 出席した裁判員候補者数別の判決人員の分布及び出席した裁判員候補者総数（選任手続期日に要した時間別）

		判 決 人 員							出席した 裁判員 候補者 総数
		総数	出 席 し た 裁 判 員 候 補 者 数						
			30人 以内	35人 以内	40人 以内	45人 以内	50人 以内	50人を 超える	
総 数		1,027	729	182	66	18	13	19	28,961
選 任 手 続 期 日 に 要 し た 時 間	90分以内	516	413	82	20	1	-	-	13,389
	120分以内	420	277	85	39	11	7	1	12,210
	150分以内	74	34	13	7	5	5	10	2,601
	180分以内	9	4	2	-	-	-	3	347
	180分を超える	8	1	-	-	1	1	5	414

(注) 延べ人員（判決人員は実人員）である。

選任手続期日に要した時間別の判決人員



5 辞退申立て、許否に関する状況（選任手続全般を通じて）

各裁判員裁判対象事件で選定された裁判員候補者が選任手続期日に出席するまでの総数の推移をみると、図表24のとおりである。

図表24 選定から選任手続期日出席までの裁判員候補者数の推移

	総数		総数
選定された裁判員候補者の総数	127,490 [124.1]	→	呼び出さない措置がされた裁判員候補者の数 ※注2
呼出状を送付した裁判員候補者の数(c)	87,787 [85.5]		呼出取消しがされた裁判員候補者の数(d) ※注2
選任手続期日に出席した裁判員候補者の数(e)	28,961 [28.2]		
裁判員候補者の出席率(%) (e/(c-d)) ※注3	67.5		

(注) 1 延べ人員である。

2 「呼び出さない措置がされた裁判員候補者の数」及び「呼出取消しがされた裁判員候補者の数」には、辞退が認められた人のほか、(1)欠格事由、就職禁止事由に該当するとして、呼び出さない措置又は呼出取消しがされたものが含まれ、さらに前者には、(2)転居先不明等により裁判員候補者名簿記載通知等が不到達であったものが含まれる。

3 「裁判員候補者の出席率」とは、選任手続期日に出席を求められた人（呼出状を送付した裁判員候補者のうち、呼出取消しがされなかった人）のうち、現に選任手続期日に出席した人の割合をいう。

なお、「選任手続期日に出席を求められた人」には、そもそも呼出状が到達しておらず、現実的には出席を期待し得ない裁判員候補者も含まれることに留意を要する。

4 [] は、総数を判決人員（実人員1,027人）で除した平均値である。

第2 裁判員等の選任に関する実施状況について

選任手続期日の前と当日別に裁判員候補者の辞退を許可した人員と辞退事由の内訳をみると、図表25のとおりである。なお、次頁の円グラフは、選任手続期日の前と当日別の辞退許可人員を辞退事由の割合に応じてグラフ化したものである。また、月の大半にわたって裁判員になることが困難な特定の月があるとの申出は、その困難な事由に応じ、表中の辞退事由欄にそれぞれ計上した。

図表25 辞退が認められた裁判員候補者数及びその辞退事由別の内訳（選任手続期日の前と当日別）

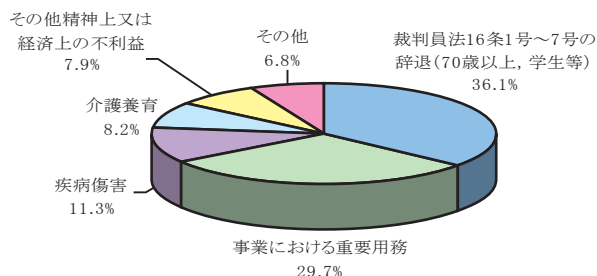
	総数	選任手続期日前		選任手続期日当日
		辞退申出によって呼び出さない措置がされた裁判員候補者	辞退申出によって呼出取消しがされた裁判員候補者	
判決人員	1,027			
選定された裁判員候補者の数	127,490			
辞退が認められた裁判員候補者の数	(100.0) 85,484 <100.0>	(100.0) 38,412 <44.9>	(100.0) 42,980 <50.3>	(100.0) 4,092 <4.8>
裁判員法16条1号～7号の辞退(70歳以上、学生等)	(36.1) 30,870	(66.6) 25,572	(12.2) 5,241	(1.4) 57
疾病傷害(法16条8号イ)	(11.3) 9,680	(16.3) 6,259	(7.6) 3,247	(4.3) 174
介護養育(法16条8号ロ)	(8.2) 6,979	(4.1) 1,588	(11.9) 5,127	(6.5) 264
事業における重要用務(法16条8号ハ)	(29.7) 25,417	(7.9) 3,046	(47.3) 20,340	(49.6) 2,031
社会生活上の重要用務(法16条8号ニ)	(1.4) 1,159	(0.3) 123	(2.0) 843	(4.7) 193
重大な災害に伴う生活再建(法16条8号ホ)	(0.0) 23	(0.0) 1	(0.0) 21	(0.0) 1
妊娠中又は産後8週以内(辞退政令1号)	(0.8) 667	(0.3) 118	(1.2) 529	(0.5) 20
法16条8号ロ以外の介護養育(辞退政令2号)	(1.5) 1,246	(0.6) 215	(2.2) 944	(2.1) 87
親族等の同居人の入院等の付添い(辞退政令3号)	(0.8) 671	(0.2) 75	(1.2) 521	(1.8) 75
出産等への立会い等(辞退政令4号)	(0.1) 92	(0.0) 14	(0.2) 74	(0.1) 4
遠隔地(辞退政令5号)	(2.3) 1,968	(1.1) 420	(3.6) 1,528	(0.5) 20
その他精神上又は経済上の不利益(辞退政令6号)	(7.9) 6,712	(2.6) 981	(10.6) 4,565	(28.5) 1,166

(注) 1 延べ人員(判決人員は実人員)である。

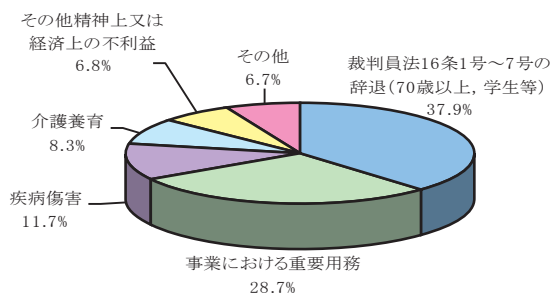
2 ()は辞退が認められた裁判員候補者の数に対する割合(%)である。

3 < >は辞退が認められた裁判員候補者の総数に対する割合(%)である。

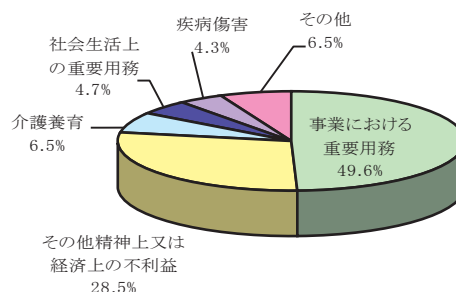
〔総数〕



〔選任手続期日前〕



〔選任手続期日当日〕



実審理予定日数別の辞退が認められた裁判員候補者の割合を庁別及び辞退事由別にみると、図表26及び図表27のとおりである。また、事件が終局した月別^{*12}に辞退が認められた裁判員候補者の割合は、図表28のとおりである。

*12 事件が終局した日（判決宣告日）を基準として、その属する月別に集計したものである。裁判員等選任の日や辞退を認めた日の属する月ではないことに留意されたい。

第2 裁判員等の選任に関する実施状況について

図表26 実審理予定日数別の辞退が認められた裁判員候補者の割合(%) (庁別)

	辞退が認められた裁判員候補者の割合(総数)	実 審 理 予 定 日 数									
		2日以内	3日	4日	5日	6日	7日	8日	9日	10日	11日以上
総数	67.1	60.0	62.7	63.6	64.8	65.5	67.4	69.2	69.8	69.4	73.8
東京地裁本庁	59.8	-	54.4	57.5	56.6	59.8	60.9	63.8	60.9	66.1	67.1
東京地裁立川支部	65.2	-	69.4	58.7	60.7	65.5	70.5	71.2	68.0	-	-
横浜地裁本庁	65.9	-	57.1	63.2	60.6	58.7	64.9	65.5	66.4	69.5	73.3
横浜地裁小田原支部	63.4	-	-	58.5	57.8	60.0	-	75.5	-	-	72.6
さいたま地裁本庁	67.6	-	74.0	60.6	64.1	65.1	66.5	71.6	-	68.5	75.6
千葉地裁本庁	66.4	45.3	60.0	60.4	62.8	64.8	67.6	67.4	66.3	68.4	72.5
水戸地裁本庁	68.4	-	54.4	62.8	64.2	59.4	66.0	73.3	60.9	-	76.4
宇都宮地裁本庁	62.8	-	48.8	64.4	-	60.8	60.0	64.6	-	70.0	71.4
前橋地裁本庁	69.4	-	67.0	68.4	64.3	66.7	72.5	-	81.0	-	75.6
静岡地裁本庁	71.5	-	-	63.3	66.7	73.8	77.9	-	-	-	76.0
静岡地裁沼津支部	67.0	-	-	64.2	64.5	74.2	75.4	69.1	59.0	-	-
静岡地裁浜松支部	74.2	-	-	81.1	-	72.9	-	-	70.0	-	-
甲府地裁本庁	71.6	-	70.7	66.2	73.5	-	66.1	73.9	-	-	-
長野地裁本庁	70.3	-	-	65.6	65.8	72.6	-	-	-	-	-
長野地裁松本支部	69.9	-	-	65.6	68.4	69.3	73.0	74.3	-	-	-
新潟地裁本庁	72.8	-	69.3	68.1	75.0	76.0	73.5	-	-	-	76.0
大阪地裁本庁	64.6	-	57.5	60.5	62.8	64.9	66.3	64.9	66.0	66.9	70.6
大阪地裁堺支部	63.5	-	59.2	59.2	64.2	63.1	-	66.2	-	76.3	-
京都地裁本庁	70.5	-	-	66.9	69.7	62.0	65.4	66.9	71.0	65.4	75.0
神戸地裁本庁	66.3	-	65.6	60.5	66.1	60.0	71.1	67.5	-	-	72.4
神戸地裁姫路支部	81.2	-	76.0	70.5	76.4	82.9	75.4	75.5	-	-	87.7
奈良地裁本庁	63.7	-	-	56.7	62.6	-	61.1	68.9	-	-	65.3
大津地裁本庁	73.7	-	-	73.0	69.2	73.8	72.5	71.9	-	-	79.5
和歌山地裁本庁	73.2	-	-	-	70.5	-	-	-	73.8	73.1	-
名古屋地裁本庁	68.8	-	63.5	62.1	68.1	70.5	62.8	64.5	70.4	72.5	73.0
名古屋地裁岡崎支部	68.3	-	57.1	-	66.3	68.2	66.7	71.1	-	-	-
津地裁本庁	68.8	-	65.2	67.1	68.4	-	65.6	-	75.4	-	-
岐阜地裁本庁	73.6	-	69.5	-	75.9	78.2	70.7	73.3	-	73.8	-
福井地裁本庁	59.4	-	-	-	51.3	66.7	-	-	-	-	-
金沢地裁本庁	65.2	-	-	60.0	-	70.0	63.1	-	-	-	66.0
富山地裁本庁	69.1	-	-	60.0	67.1	-	68.2	-	78.2	-	-

第2 裁判員等の選任に関する実施状況について

(図表26つづき)

	辞退が認められた裁判員候補者の割合(総数)	実 審 理 予 定 日 数									
		2日以内	3日	4日	5日	6日	7日	8日	9日	10日	11日以上
広島地裁本庁	67.7	-	-	-	61.2	76.2	69.3	-	72.4	-	-
山口地裁本庁	75.1	-	66.0	69.1	80.7	73.3	70.8	82.2	-	-	-
岡山地裁本庁	65.1	-	59.4	62.6	70.7	64.3	67.7	75.0	-	-	-
鳥取地裁本庁	80.6	-	-	-	-	-	80.6	-	-	-	-
松江地裁本庁	61.8	-	-	61.8	-	-	-	-	-	-	-
福岡地裁本庁	67.7	-	63.0	64.8	65.9	67.1	65.6	70.0	70.5	68.9	70.2
福岡地裁小倉支部	67.6	-	63.7	64.6	64.4	62.9	-	70.0	74.7	-	76.8
佐賀地裁本庁	69.5	67.5	53.8	71.0	-	-	-	-	-	-	74.0
長崎地裁本庁	75.4	-	-	66.7	70.5	67.0	-	-	-	-	80.3
大分地裁本庁	66.7	-	64.7	72.2	-	-	-	-	69.3	-	-
熊本地裁本庁	67.1	68.9	68.1	65.9	63.5	-	72.1	-	-	-	-
鹿児島地裁本庁	67.0	-	52.2	65.6	71.2	-	65.8	-	74.4	-	-
宮崎地裁本庁	61.5	-	-	62.6	58.8	-	-	-	-	-	-
那覇地裁本庁	61.7	-	59.9	64.4	63.0	56.2	-	63.8	-	63.9	-
仙台地裁本庁	64.1	-	-	67.9	61.0	64.4	59.5	66.4	77.3	-	-
福島地裁本庁	70.2	-	-	-	63.0	70.0	-	-	-	-	72.7
福島地裁郡山支部	71.1	-	68.4	69.5	73.4	71.8	-	-	-	-	-
山形地裁本庁	72.5	-	65.9	71.5	71.8	-	78.3	-	-	-	76.0
盛岡地裁本庁	65.8	-	-	65.8	-	-	-	-	-	-	-
秋田地裁本庁	71.9	-	-	68.5	71.2	75.7	-	-	-	-	-
青森地裁本庁	65.9	-	-	65.0	61.7	67.1	-	-	67.9	-	-
札幌地裁本庁	69.0	-	57.5	67.3	68.9	-	67.9	70.7	-	74.0	68.5
函館地裁本庁	65.8	-	-	-	62.9	70.0	65.0	-	-	-	-
旭川地裁本庁	67.8	-	-	65.6	68.7	68.8	-	-	-	-	-
釧路地裁本庁	71.0	-	72.3	67.7	-	-	-	73.5	-	-	-
高松地裁本庁	67.5	-	-	67.5	66.8	-	68.7	-	-	-	-
徳島地裁本庁	76.2	-	70.0	65.0	71.7	-	-	-	-	-	81.5
高知地裁本庁	71.0	-	-	-	69.6	-	71.4	73.2	-	-	-
松山地裁本庁	68.3	-	-	65.1	-	72.0	-	68.0	-	68.8	-

(注) 辞退が認められた裁判員候補者の割合は、 $\frac{\text{辞退が認められた裁判員候補者数}}{\text{選定された裁判員候補者数}} \times 100$ により算出した。

図表27 実審理予定日数別の辞退が認められた裁判員候補者の割合(%)
(辞退事由別)

	辞退が認められた裁判員候補者の割合(総数)	実 審 理 予 定 日 数									
		2日以内	3日	4日	5日	6日	7日	8日	9日	10日	11日以上
総数	67.1	60.0	62.7	63.6	64.8	65.5	67.4	69.2	69.8	69.4	73.8
裁判員法16条1号～7号の辞退(70歳以上, 学生等)	24.2	26.8	23.3	24.2	24.5	23.6	25.0	24.3	25.3	23.0	24.2
疾病傷害(法16条8号イ)	7.6	7.9	8.0	7.7	6.8	7.8	8.0	7.1	8.1	8.9	7.6
介護養育(法16条8号ロ)	5.5	4.2	5.5	5.5	5.3	5.3	5.6	5.6	5.6	5.2	5.7
事業における重要用務(法16条8号ハ)	19.9	16.2	16.4	16.8	18.3	18.9	19.6	21.9	21.8	21.4	25.7
社会生活上の重要用務(法16条8号ニ)	0.9	2.3	0.8	0.7	0.9	0.9	1.0	0.9	0.8	0.8	1.1
重大な災害に伴う生活再建(法16条8号ホ)	0.0	-	0.0	0.1	0.0	0.0	0.0	-	-	0.0	0.0
妊娠中又は産後8週以内(辞退政令1号)	0.5	-	0.5	0.7	0.5	0.5	0.4	0.7	0.5	0.3	0.5
法16条8号ロ以外の介護養育(辞退政令2号)	1.0	-	0.8	0.9	0.9	1.0	1.0	1.0	1.2	1.0	1.2
親族等の同居人の入院等の付添い(辞退政令3号)	0.5	-	0.6	0.4	0.5	0.5	0.5	0.5	0.6	0.7	0.7
出産等への立会い等(辞退政令4号)	0.1	-	0.0	0.1	0.1	0.0	0.1	0.1	0.0	0.1	0.1
遠隔地(辞退政令5号)	1.5	0.8	1.4	1.5	1.6	1.6	1.3	1.6	1.8	1.5	1.6
その他精神上又は経済上の不利益(辞退政令6号)	5.3	1.9	5.2	5.1	5.5	5.4	4.8	5.5	4.0	6.4	5.4

(注) 辞退が認められた裁判員候補者の割合は、 $\frac{\text{辞退が認められた裁判員候補者数}}{\text{選定された裁判員候補者数}} \times 100$ により算出した。

図表28 終局月別の辞退が認められた裁判員候補者の割合

	総数	1月	2月	3月	4月	5月	6月
選定された裁判員候補者の数	127,490	8,570	18,915	17,685	3,640	7,235	12,355
辞退が認められた裁判員候補者の数	(67.1) 85,484	(67.9) 5,821	(70.7) 13,366	(69.4) 12,272	(66.6) 2,425	(62.1) 4,494	(63.7) 7,867
		7月	8月	9月	10月	11月	12月
		8,005	2,910	8,880	11,610	10,755	16,930
		(65.0) 5,206	(66.8) 1,945	(63.8) 5,661	(65.0) 7,543	(67.3) 7,242	(68.8) 11,642

(注) 1 延べ人員である。

2 () は選定された裁判員候補者の数に対する割合(%)である。